

京都府循環型社会形成計画（第2期）

平成29年3月

京 都 府

目 次

第 1 章	はじめに	
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画期間	1
第 3 節	計画の位置付け	1
第 2 章	京都府が目指す循環型社会のビジョン	2
第 3 章	廃棄物処理の現状と課題	
第 1 節	一般廃棄物の現状と課題	4
1	一般廃棄物の排出状況	4
2	一般廃棄物の処理状況	5
3	目標達成状況と課題	8
4	処理施設の整備状況	9
第 2 節	産業廃棄物の現状と課題	13
1	産業廃棄物の排出状況	13
2	産業廃棄物の処理状況	16
3	目標達成状況と課題	20
4	処理施設の整備状況	21
第 3 節	第 2 期計画の施策の取組状況	23
1	3 R の推進	23
2	廃棄物資源化の推進	26
3	不法投棄対策の徹底	26
第 4 章	施策の基本方向	28
第 5 章	目標	
第 1 節	一般廃棄物の減量化の目標	29
1	排出量、再生利用率、最終処分量等に関する目標	29
2	取組目標	29
第 2 節	産業廃棄物の減量化の目標	30
1	排出量、再生利用率、最終処分量等に関する目標	30
第 6 章	各主体の役割	
第 1 節	循環型社会形成を推進するための各主体の役割	32
1	府民の役割	32
2	NGO/NPO等の役割	32
3	観光客の役割	33
4	事業者の役割	33

5	廃棄物処理業者の役割	33
6	市町村の役割	34
7	府の役割	34
第2節	災害廃棄物対策に関する各主体の役割	35
1	府民の役割	35
2	事業者の役割	35
3	廃棄物処理業者の役割	35
4	市町村の役割	35
5	府の役割	36
第7章 施策の展開		
第1節	3Rの推進	37
1	一般廃棄物の3R推進	37
2	産業廃棄物の3R推進	41
3	次世代を担う産業廃棄物3R取組の推進	42
第2節	廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり	44
1	廃棄物の適正処理	44
2	不法投棄対策の推進	45
第3節	非常災害時における廃棄物処理体制の構築	46
1	府内の災害廃棄物処理体制の構築推進	46
2	府域を超える災害廃棄物対策の推進	46
第8章 廃棄物処理施設の整備		
第1節	一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制	47
1	一般廃棄物処理施設の整備の方向	47
2	施設整備に当たっての配慮	47
3	処理体制確保のための支援	48
4	非常災害に備えた施設整備	48
第2節	産業廃棄物処理施設の整備	49
1	産業廃棄物処理施設の整備の方向	49
2	公共関与による処理施設の整備の推進	49
3	施設整備に当たっての配慮	49
4	非常災害に備えた施設整備	49
第9章 計画の進行管理		
51		
第10章 資料編		
第1節	審議過程	52
第2節	用語解説	53

第1章 はじめに

第1節 計画策定の目的

資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化など今日の社会・経済を取り巻く状況を踏まえ、京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。

第2節 計画期間

平成28年度から平成32年度を計画期間とする。

第3節 計画の位置付け

「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画であるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置づける

第2章 京都府が目指す循環型社会のビジョン

循環型社会の実現に向けて、従来の天然資源に依存した、環境負荷の大きな社会から脱却し、環境と経済が両立した社会の実現が求められている。

環境と経済の両立のためには、資源利用とそれに伴う環境影響が経済成長と分離（デカップリング）された社会であることが必要であり、そのような社会の実現のためには、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を一層推進し、資源効率性や環境効率性を向上させることが重要である。また、これらを推進することは、競争力強化、経済成長、資源供給の安全保障、雇用創出にも寄与するものである。

以上を踏まえ、本章において、京都府の目指す循環型社会のビジョンを次のように整理する。

○廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用が浸透し、廃棄物が限りなくゼロ近くまで削減されるとともに、廃棄物系バイオマスの有効利用などにより資源とエネルギーの回収が徹底的に行われ、不法投棄等の廃棄物の不適正処理が撲滅されている社会

○「もったいない」や「しまつ」など京都に息づく暮らしの知恵を活かして、グリーン購入や資源循環の仕組みが日常生活に根付き、エネルギー効率、資源循環性が大幅に改善され、環境への負荷が少ない生活が営まれている社会

○企業活動の資源調達・加工・流通などの各段階で、資源・エネルギーの投入量や廃棄物、温室効果ガスの発生量を減少させる環境経営が定着し、廃棄物や余剰エネルギーを有効活用する技術・システムが確立され普及している社会

【近年の世界の動向】

平成27年6月のG7ドイツ・エルマウ・サミットにおいては、持続可能な資源管理及び循環型社会の推進に向けた戦略の一環として資源効率性を向上させるための意欲的な取組を継続していくことが確認された。

また、同年9月、国連サミットにおいて、ミレニアム開発目標に代わる2030年までの新たな目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択された。

同アジェンダは、環境、経済、社会の統合向上を目的とし、途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性を有することが最大の特徴である。

SDGsでは、17の目標が設定され、特に「目標12」として、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられた。

そこでは、天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、廃棄物の発生予防、削減、再生利用及び再利用による廃棄物の大幅削減等が掲げられている。

さらに、平成28年5月に開催されたG7富山環境大臣会合においては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「資源効率性・3R」等といった7つの議題について議論がされた。

特に、「資源効率性・3R」に関する議論においては、SDGsを達成するためには、資源効率性の大幅な向上が不可欠であること等が確認されるとともに、G7富山環境大臣会合のコミュニケ（共同声明）の付属書として、「富山物質循環フレームワーク」が採択された。

同フレームワークには、G7の共通のビジョンや野心的な行動等がとりまとめられており、SDGsとパリ協定の実施に向けて、国際的に強調して資源効率性の向上や3Rの推進に取り組むという強い意志が示されている。

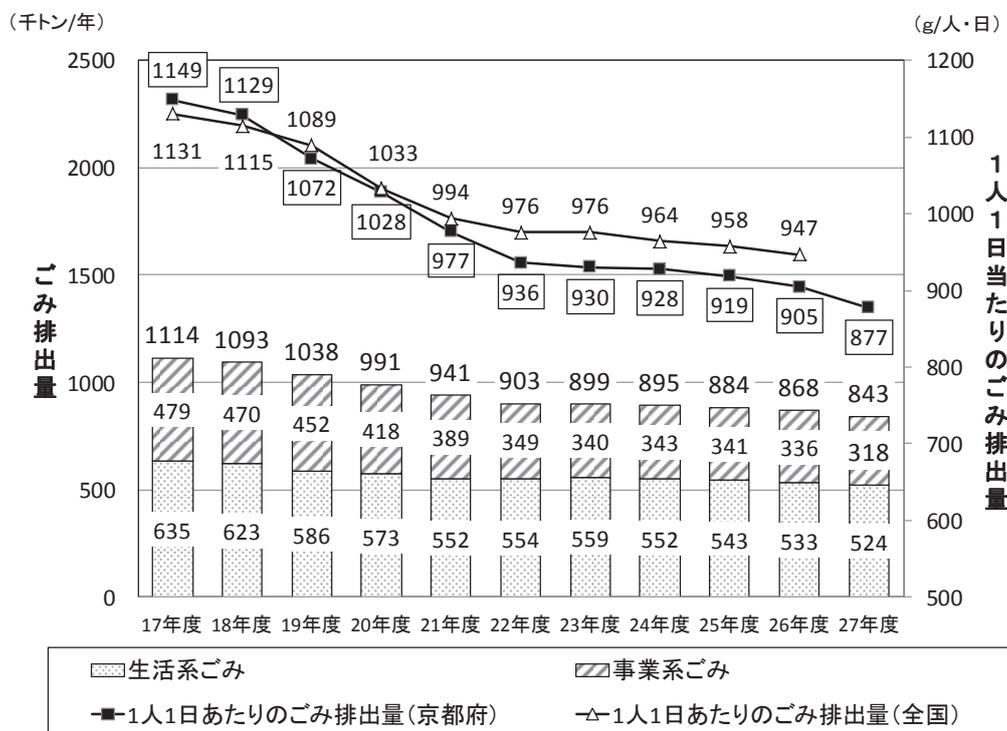
第3章 廃棄物処理の現状と課題

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1 一般廃棄物の排出状況

平成27年度のごみの排出量は843千トンであり、近年、減少傾向で推移している。1人1日当たりのごみの排出量は877グラムであり、平成19年度以降は全国値を下回っている。

ごみの排出量の内訳をみると、生活系ごみが524千トン（62%）、事業系ごみが318千トン（38%）となり、生活系ごみから資源ごみ等を除いた、家庭系ごみの排出量は413千トンである。1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は429グラムとなる。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

図1 ごみ排出量の推移

表1 ごみ排出量の推移

区分/年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ごみの排出量 (千トン/年)	1,114	1,093	1,038	991	941	903	899	895	884	868	843
生活系ごみ	635	623	586	573	552	554	559	552	543	533	524
うち家庭系ごみ	544	526	483	464	444	448	451	445	437	426	413
事業系ごみ	479	470	452	418	389	349	340	343	341	336	318
1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日)	1,149	1,129	1,072	1,028	977	936	930	928	919	905	877
生活系ごみ	655	643	605	594	573	574	578	572	564	555	545
うち家庭系ごみ	561	543	499	481	461	464	467	461	454	443	429
事業系ごみ	494	486	468	433	404	362	352	356	355	350	331
総人口	2,655,013	2,651,404	2,644,716	2,641,198	2,639,007	2,645,283	2,640,999	2,643,034	2,636,347	2,629,677	2,630,141

(注)・ごみの排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
 ・生活系ごみは集団回収量含む
 ・家庭系ごみ＝生活系ごみ－集団回収量－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの
 ・平成18年度以前は直接搬入ごみの内訳を把握していないため、資源として利用される直接搬入ごみはないものとして計算した。
 ・端数処理により収支が合わない場合がある。

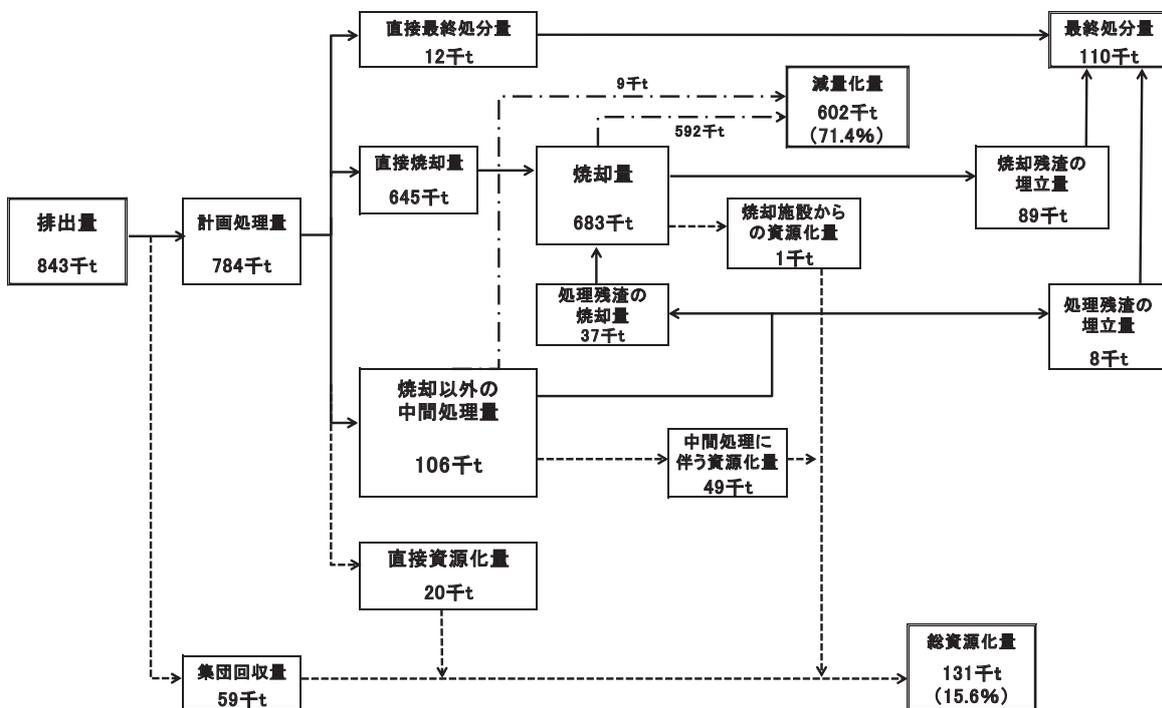
2 一般廃棄物処理の処理状況

(1) 一般廃棄物の処理概要

ごみの排出量から集団回収量を除いた、平成 27 年度のごみの計画処理量は 784 千トンである。

ごみの計画処理量のうち直接資源化されたものは 20 千トン、焼却、破碎等により中間処理されたものは 751 千トン（直接焼却量 645 千トン、焼却以外の中間処理量 106 千トン）、直接最終処分されたものは 12 千トンであった。

中間処理されたごみ 751 千トンは、処理の結果、50 千トンが資源化され、98 千トンが最終処分されている。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

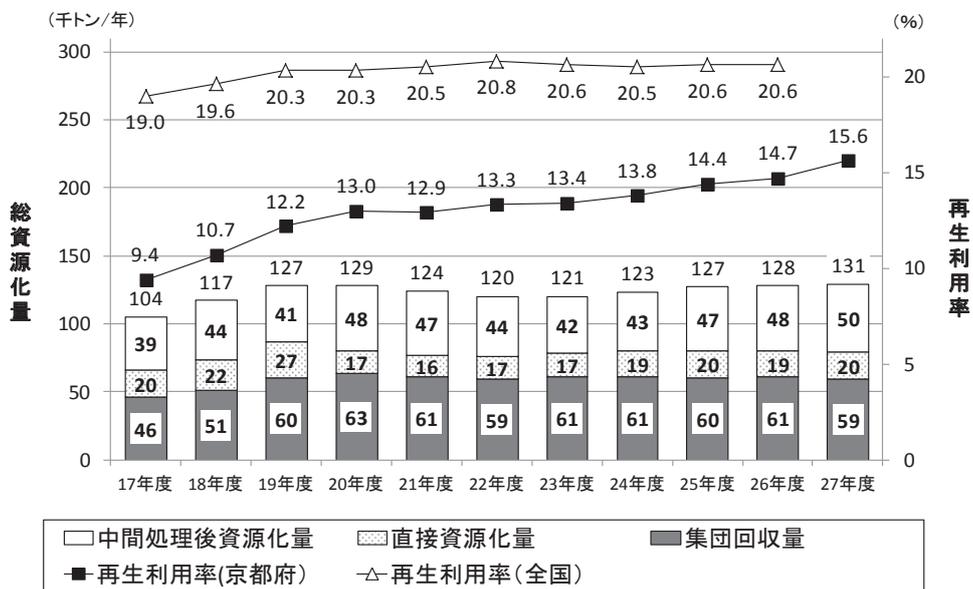
図 2 ごみ処理フロー図

(2) 一般廃棄物の再生利用状況

平成 27 年度のごみの総資源化量は 131 千トンであり、再生利用率は 15.6 %である。総資源化量の内訳は、市町村等において分別収集や中間処理により資源化された量が 71 千トン（分別収集による直接資源化量が 20 千トン、中間処理後資源化量が 50 千トン）、自治会等によって資源化された集団回収量が 59 千トンである。

総資源化量は、平成 22 年度以降増加しており、ごみの排出量も減少していることから、再生利用率は年々増加しているが、全国値と比べると低い状況である。

再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、その差が顕著に大きいのは紙類である。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

図3 再生利用量及び再生利用率の推移

表2 再生利用率の全国値との比較

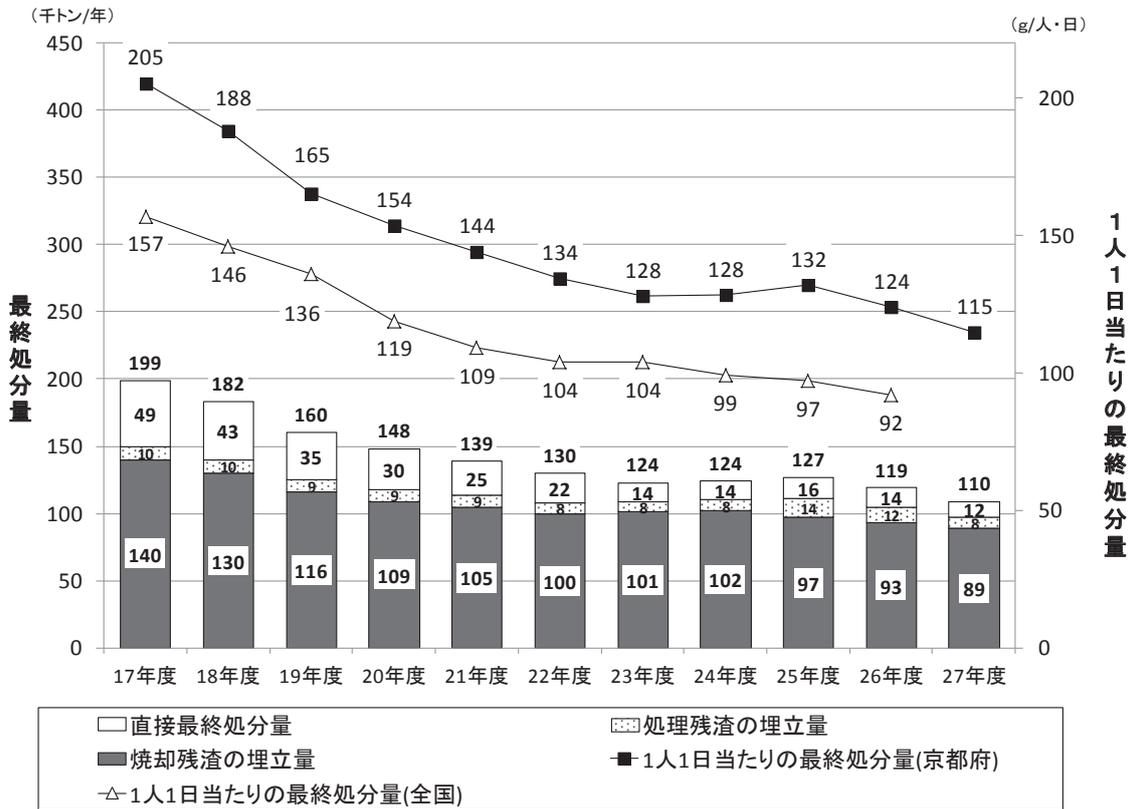
項目	重量(t)		再生利用率(%)	
	京都府 (27年度)	全国 (26年度)	京都府 (27年度)	全国 (26年度)
ごみの総処理量+集団回収量	844,265	44,343,936	—	—
総資源化量	131,601	9,129,263	15.6	20.6
(内訳)	(資源化量内訳)		(再生利用率内訳)	
紙類	58,751	4,246,654	7.0	9.6
金属類	8,789	854,118	1.0	1.9
ガラス類	11,282	798,341	1.3	1.8
ペットボトル	4,569	292,852	0.5	0.7
プラスチック類	17,747	724,547	2.1	1.6
布類	3,207	190,925	0.4	0.4
その他	27,256	2,021,827	3.2	4.6

(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

(3) 一般廃棄物の最終処分状況

平成27年度のごみの最終処分量は110千トンであり、近年、減少傾向で推移しているが、1人1日当たりのごみ最終処分量は115グラムであり、全国値よりも高い値で推移している。

最終処分量の内訳は、焼却残渣の埋立量が89千トン、焼却以外の中間処理残渣の埋立量が8千トン、直接最終処分量が12千トンである。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

図4 最終処分量の推移

3 目標達成状況と課題

(1) 一般廃棄物に係る目標達成状況

「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成23年度から平成32年度）（以下「第2期計画」という。）では、一般廃棄物について、以下のように平成27年度の間目標値を定めた。

平成22年度と比べて排出量が削減され、再生利用率が向上し、最終処分量も減少しているが、中間目標値については、いずれの項目も目標達成にはいたらなかった。

表3 目標達成状況

項目	平成22年度 実績値	平成27年度 実績値	平成27年度 中間目標値
排出量	903千t	843千t	788千t
再生利用率	13.3%	15.6%	16.2%
減量率	72.6%	71.4%	70.1%
最終処分量	130千t	110千t	108千t

（注）減量率には、再生利用量を含まない。

(2) 課題

① 排出量

府内のごみの排出量は、減少傾向で推移しているが、平成22年度以降は、ごみの減少幅は鈍化している。（図1）

ごみの排出量削減のために、今後は、3Rの中で再生利用に比べて優先順位の高い2R（発生抑制、再使用）の取組をいっそう進める必要がある。

② 再生利用率

本府の再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、その差が顕著に大きいものは紙類である。（表2）

これは、全国的には市町村において資源化されている紙類が多い一方で、本府では古新聞・段ボール等については、都市部を中心に民間事業者による回収が浸透しており、集団回収量を把握していない市町村が一部あることが影響していると考えられる。今後は、民間事業者による回収・再生利用の状況も把握していく必要がある。

また、市町村等によって実施されるごみ組成分析の結果によると、焼却処理されているごみの中に、紙・布類等の資源化が可能なものがまだ多く含まれており、再生利用率の向上のために、さらに府民や事業者による分別排出の徹底等が必要である。

③ 最終処分量

最終処分量については、近年、減少傾向で推移しているが、一方で、1人1日当たりのごみ排出量が全国値よりも低いにもかかわらず、1人1日当たりの最終処分量は全国値よりも高い状況である。（図4）
これは、再生利用率が全国値に比べて低いことが原因と推察される。
3Rの取組を促進し、最終処分量を削減することが必要である。

4 処理施設の整備状況

(1) 一般廃棄物処理施設の整備状況について

① 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

ごみ焼却施設は、17施設稼働しており、処理能力規模別に見ると、100t/日以上が7施設、50～100t/日が6施設、50t未満が4施設ある。
17施設のうち、12施設において熱回収がされており、発電設備を備えた施設は、そのうち5施設ある。

表4 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

(平成28年3月稼働中施設)

番号	地方公共団体名	施設名称	使用開始年度	処理能力	発電能力	処理方式	炉数	余熱利用の状況	平成27年度
				(t/日)	(kW)				処理量
									(t/年度)
1	京都市	京都市南部クリーンセンター第一工場	1986	600	8,800	ストーカ式(可動)	2	場内温水、場内蒸気、発電(場内利用)、場外温水、発電(場外利用)	149,677
2		京都市北部クリーンセンター	2006	400	8,500	ストーカ式(可動)	2	場内温水、場内蒸気、発電(場内利用)、発電(場外利用)	96,639
3		京都市東北部クリーンセンター	2001	700	15,000	ストーカ式(可動)	2	場内温水、場内蒸気、発電(場内利用)、場外温水	165,967
4	福知山市	福知山市ごみ焼却施設	1999	75		ストーカ式(可動)	2	場内温水	19,038
5	舞鶴市	舞鶴市清掃事務所(第二工場)	1983	30		ストーカ式(可動)	2	—	7,962
6		舞鶴市清掃事務所(第一工場)	1993	80		ストーカ式(可動)	2	—	15,714
7	宮津市	宮津市清掃工場	1992	75		ストーカ式(可動)	2	—	11,122
8	亀岡市	亀岡市桜塚クリーンセンター	1997	120		ストーカ式(可動)	3	場内温水	20,382
9	京田辺市	甘南備園	1986	80		流動床式	2	場内温水	17,358
10	京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター	1997	24		ストーカ式(可動)	2	場内温水	8,069
11		京丹後市峰山クリーンセンター	2002	42		ストーカ式(可動)	2	—	8,636
12	乙訓環境衛生組合	150t/日ごみ処理施設	1995	150		ストーカ式(可動)	2	場内温水	15,559
13		75t/日ごみ処理施設	2002	75	1,200	ストーカ式(可動)	1	場内温水、発電(場内利用)、発電(場外利用)	22,023
14	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合折居清掃工場	1986	230		ストーカ式(可動)	2	場内温水、場内蒸気、場外蒸気	39,317
15		城南衛生管理組合クリーン21長谷山	2006	240	4,900	ストーカ式(可動)	2	発電(場内利用)、発電(場外利用)	51,236
16	相楽郡西部塵埃処理組合	打越台環境センター	1980	60		ストーカ式(可動)	2	—	13,391
17	相楽東部広域連合	相楽東部クリーンセンター	1999	20		ストーカ式(可動)	2	場内温水	1,607
17施設計			計	3001	38,400				663,697

② 粗大ごみ処理施設の稼働状況

粗大ごみ処理施設は、7施設稼働しており、処理方式別に見ると、破砕施設が4施設、破砕及び圧縮の併用施設が3施設ある。

表5 粗大ごみ処理施設の稼働状況

(平成28年3月稼働中施設)

番号	地方公共団体名	施設名	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理対象廃棄物	処理方式	平成27年度実績	
							年間処理量(t/年度)	資源回収量(t/年度)
1	京都市	京都市東北部クリーンセンター破砕施設	2001	80	粗大ごみ	破砕	9,193	268
2		京都市南部クリーンセンター破砕施設	1972	240	粗大ごみ	破砕	7,850	539
3	福知山市	木材処理設備	1999	24	可燃ごみ	破砕	857	0
4	宮津市	宮津市粗大ごみ処理施設	1994	20	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用(破砕・圧縮)	1,184	436
5	京丹後市	大型破砕機(ガラバゴス)	2000	20	粗大ごみ	破砕	571	571
6	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山	2014	60	粗大ごみ、不燃ごみ	併用(破砕・圧縮)	11,925	726
7	相楽東部広域連合	相楽東部クリーンセンター	1999	5	粗大ごみ、不燃ごみ	併用(破砕・圧縮)	437	45
7施設計				449			32,017	2,585

③ 資源化施設の稼働状況

資源化等の施設は、17施設稼働しており、処理方式別に見ると、選別・圧縮・梱包等を行う施設が16施設、その他(飼料化・燃料化)を行う施設が1施設ある。

表6 資源化施設の稼働状況

(平成28年3月稼働中施設)

番号	地方公共団体名	施設名	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	平成27年度実績	
							年間処理量(t/年度)	搬出量(t/年度)
1	京都市	京都市横大路学園	2006	20	プラスチック	選別、圧縮・梱包	2,951	2,511
2		京都市南部資源リサイクルセンター	1999	60	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	6,553	4,630
3		京都市北部リサイクルセンター	2006	40	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	7,027	5,491
4		京都市西部圧縮梱包施設	2007	60	プラスチック	選別、圧縮・梱包	7,203	6,426
5		京都市魚アラルリサイクルセンター	2008	33	事業系生ごみ	ごみ飼料化	5,490	1,422
6	福知山市	リサイクルプラザ	2003	21.9	金属類、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包	7,912	1,102
7	舞鶴市	舞鶴市リサイクルプラザ	1998	40	金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ、その他	選別、圧縮・梱包、その他	3,687	2,219
8	宮津市	宮津市リサイクルセンター	2002	3	紙類、ペットボトル、プラスチック、その他	選別、圧縮・梱包	1,048	1,041
9	亀岡市	亀岡市資源化施設(エコトピア亀岡内缶プレス設備棟)	2007	4	金属類	選別、圧縮・梱包	226	226
10	京田辺市	リサイクルプラザ	2006	16	金属類、ペットボトル、プラスチック、剪定枝、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包、その他	2,450	593
11	京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター(リサイクルプラザ)	2002	6.7	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	選別、圧縮・梱包、その他	816	816
12	乙訓環境衛生組合	リサイクルプラザ	1998	46	金属類、ガラス類、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包	3,058	1,356
13		プラプラザ(プラスチック類容器包装圧縮梱包施設)	2001	9.3	プラスチック	選別、圧縮・梱包	757	566
14		プラプラザ(ペットボトル処理施設)	2011	1.81	ペットボトル	選別、圧縮・梱包	245	221
15	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合エコ・ポート長谷山	1998	43	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	3,665	2,428
16		城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山	2014	17	プラスチック	選別、圧縮・梱包	4,261	2,776
17	南山城村	大北リサイクルセンター	2001	1	ガラス類、ペットボトル、プラスチック	選別、圧縮・梱包	91	38
17施設計				422.71			57,440	33,862

④ 最終処分場の稼働状況

最終処分場は、20施設稼働しており、平成27年度末時点での残余容量は、4,037千m³である。

表7 最終処分場の稼働状況

(平成28年3月稼働中施設)

番号	地方公共団体名	施設名	埋立開始年度	埋立場所	埋立地面積(m ²)	全体容積(m ³)	平成27年度実績	
							埋立容量(覆土を含む)(m ³ /年度)	残余容量(m ³)
1	京都市	京都市東部山間埋立処分地	2000	山間	240,000	4,500,000	42,350	3,330,748
2	福知山市	福知山市不燃物埋立処分場	1988	山間	85,800	1,095,000	21,254	137,139
3		三和町一般廃棄物最終処分場	2002	山間	4,700	19,800	0	11,643
4	舞鶴市	舞鶴市一般廃棄物最終処分場	2009	山間	18,000	100,000	5,442	45,048
5	綾部市	綾部市クリーンセンター	1999	山間	8,900	78,000	2,096	6,867
6		綾部市第2最終処分場	2015	山間	8,900	46,000	50	45,950
7	宮津市	東部不燃物処理場	1999	山間	12,320	82,000	1,830	37,493
8	亀岡市	エコトピア亀岡	2007	山間	16,000	77,920	2,954	45,808
9	京田辺市	碧水園	2000	山間	17,300	62,000	443	56,456
10	京丹後市	京丹後市峰山最終処分場	2001	山間	10,000	43,000	1,399	13,000
11		京丹後市大宮最終処分場	1983	山間	13,500	63,300	1,221	25,380
12		京丹後市網野最終処分場	2002	山間	12,000	75,000	5,262	13,957
13		京丹後市久美浜最終処分場	2005	山間	3,250	24,800	607	10,700
14	木津川市	木津川市桜台環境センター	1981	山間	14,231	37,639	34	25,580
15	伊根町	伊根町一般廃棄物最終処分場	2000	山間	2,100	10,500	0	2,717
16	与謝野町	与謝野町一般廃棄物加悦最終処分場	1997	山間	9,500	50,000	656	5,831
17		与謝野町一般廃棄物岩滝最終処分場	1999	山間	4,600	29,000	1,052	7,481
18		与謝野町一般廃棄物野田川最終処分場	2003	山間	9,550	55,000	1,611	38,063
19	乙訓環境衛生組合	勝竜寺埋立地	1981	平地	37,761	318,100	358	69,585
20	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山	2001	山間	17,000	200,000	2,524	107,735
20施設計							91,143	4,037,181

(2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス事業）

廃棄物の海面埋立てによる適正処理と秩序ある港湾整備を図る大阪湾フェニックス事業については、昭和57年3月、事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターが設立され、近畿2府4県168市町村※を対象圏域（京都府内19市町村）とした一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場が大阪湾に設けられている。

第1期事業では、尼崎沖埋立処分場が平成2年1月から、泉大津沖埋立処分場が平成4年1月から、それぞれ廃棄物の受け入れが開始され、現在は、尼崎沖埋立処分場の受け入れは終了しており、泉大津沖埋立処分場では安定型産業廃棄物のみ受け入れている。

第2期事業では、神戸沖埋立処分場が平成13年12月から、大阪沖埋立処分場が平成21年10月から、それぞれ廃棄物の受け入れを開始しており、平成39年度までの計画となっている。

京都府は本事業の円滑な推進を図るため、受入対象区域の京丹波町・南丹市以南の19市町村とともに出資し、関係団体と十分連携を保ち、本事業に積極的に参画しており、市町村等が焼却残渣等を搬入している。

※平成28年3月末現在の市町村数

表8 大阪湾フェニックス事業概要

所在地	大阪市北区中之島二丁目2番2号大阪中之島ビル9階
設立	昭和57年（1982年）3月1日
資本金	1億3,690万円
出資団体	近畿2府4県168市町村（京都府：1府10市9町村）、4港湾管理者
業務	①港湾管理者の委託業務 （廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持管理、廃棄物の海面埋立による土地造成等） ②地方公共団体の委託業務 （一般廃棄物等の最終処分場の建設、一般廃棄物等の海面埋立等） ③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物の海面埋立等

〈廃棄物の埋立場所及び容量〉

埋立処分場	位置	面積 (ha)	埋立容量（単位：万m ³ ）				計
			一般 廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	220	290	700	390	1,600
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	390	720	1,270	720	3,100
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	580	620	300	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	540	580	280	0	1,400
計		499	1,730	2,210	2,550	1,110	7,600

第2節 産業廃棄物の現状と課題

1 産業廃棄物の排出状況

(1) 産業廃棄物の種類別・業種別排出量

① 産業廃棄物の種類別排出量

平成27年度の産業廃棄物の排出量は4,445千トンで、平成22年度と比較すると、概ね横ばいで推移している。

排出量を種類別で見ると、汚泥が2,448千トン（55.1%）と最も多く、次いで、がれき類が793千トン（17.8%）、ばいじんが421千トン（9.5%）、動物のふん尿が259千トン（5.8%）となっており、この4品目で全体の88.2%を占めている。

平成22年度から平成27年度の種類の排出量の増減をみると、汚泥が85千トン減少しているが、がれき類は145千トン増加している。

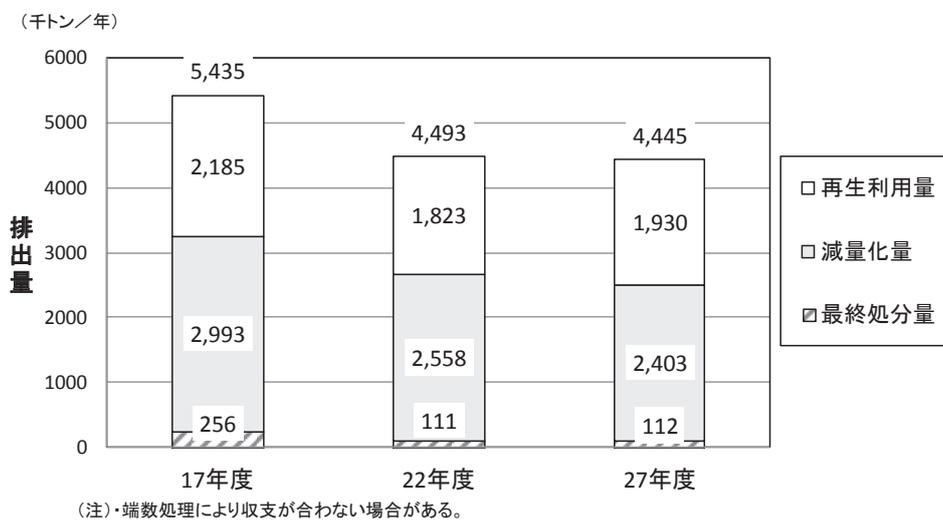


図5 産業廃棄物の排出量の推移

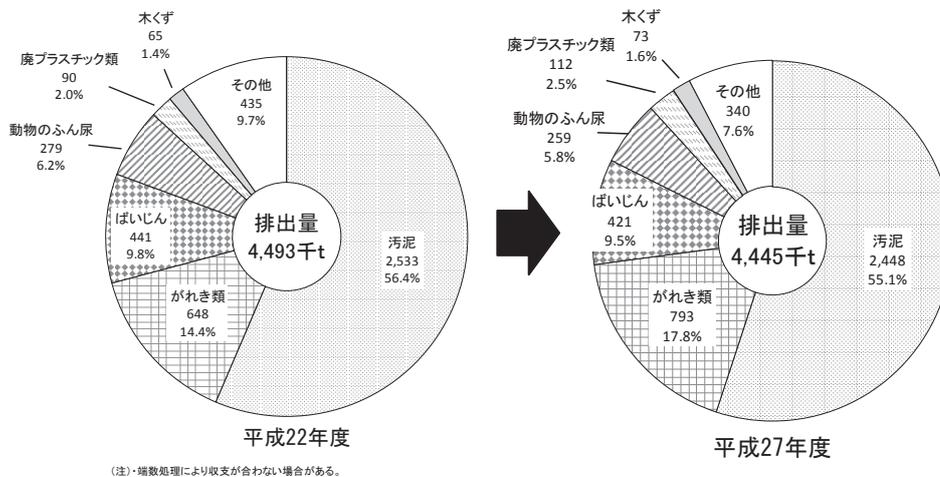


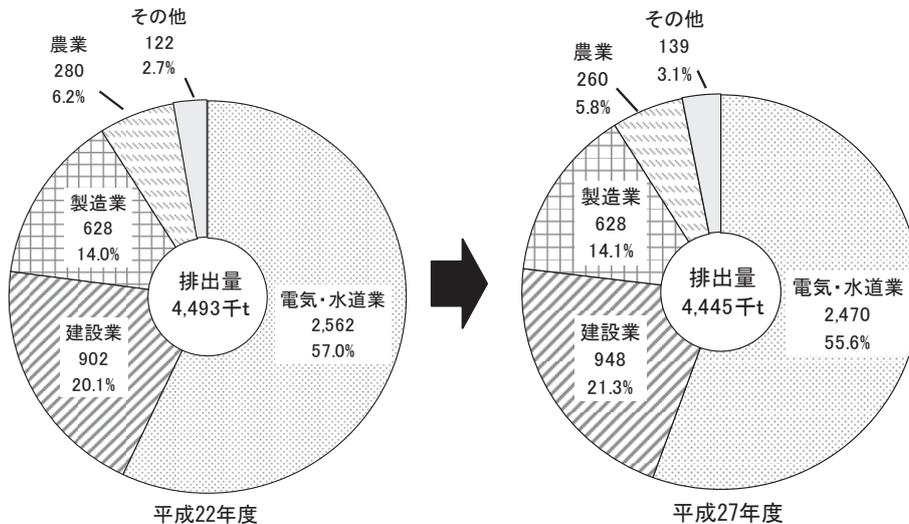
図6 産業廃棄物の種類別排出量

② 産業廃棄物の業種別排出量

排出量を業種別にみると、電気・水道業が 2,470 千トン（55.6%）と最も多く、次いで、建設業が 948 千トン（21.3%）、製造業が 628 千トン（14.1%）、農業が 260 千トン（5.8%）となり、この4業種で全体の 96.8%を占める。

さらに種類別でみると、電気・水道業からは汚泥とばいじん、建設業からはがれき類、製造業からは汚泥、農業からは動物のふん尿の排出量が多い。

平成 22 年度から平成 27 年度の業種別の排出量の増減をみると、電気・水道業が 92 千トン、農業が 20 千トン減少しているが、建設業は 46 千トン増加している。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

図7 産業廃棄物の業種別排出量

表9 産業廃棄物の業種別・種類別の排出量

	(単位:千t/年)													
	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	宿泊・飲食	教育・学習	医療・福祉	サービス業※1	その他の業種※2
合計	4,445	260	7	948	628	2,470	1	16	47	14	6	22	22	3
燃え殻	30			0	1	29	0				0		0	
汚泥	2,448		7	67	337	2,020		0	3	2	0	0	11	0
廃油	45		0	0	28	0		0	8	6	0	0	2	0
廃酸	18			0	15	0	0	0			0	0	3	0
廃アルカリ	10			0	9		0	0	0		0	0	0	0
廃プラスチック類	112	1		13	61	0	0	6	14	4	2	7	3	1
紙くず	7			1	6									
木くず	73			55	10	0		5	2		0	0	0	0
繊維くず	1			1	0									
動植物性残さ	57				57									
動物系固形不要物	0												0	
ゴムくず	0			0	0				0				0	
金属くず	40		0	6	19	0	0	1	8	1	2	1	2	0
ガラス陶磁器くず	39			18	17	0	0	0	2	0	1	1	0	0
鉱さい	52				52	0								
がれき類	793		0	777	8		0	2	3	0	0	0	0	1
ばいじん	421				0	421							0	
動物のふん尿	259	259												
動物の死体	0	0												
その他産業廃棄物	40		0	10	7	0	0	1	8	1	1	12	1	0

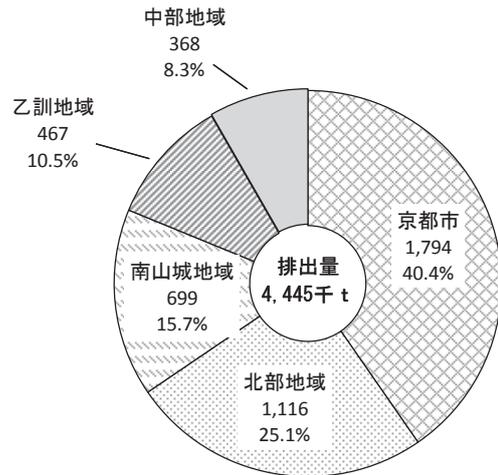
(注)・サービス業は、「学術・専門」、「生活・娯楽」、「サービス業」の合計値である。
 ・その他の業種は、「林業」、「漁業」、「物質賃貸業」、「公務」の合計値である。
 ・「0」表示は500t/年未満であること、空欄は該当値がないことを示している。

(2) 産業廃棄物の地域別排出量

排出量を地域別にみると、京都市が1,794千トン(40.4%)、北部地域が1,116千トン(25.1%)、南山城地域が699千トン(15.7%)、乙訓地域が467千トン(10.5%)、中部地域が368千トン(8.3%)となっている。

排出量の多い京都市と北部地域をみると、京都市では、汚泥の排出量が最も多くなっているが、これは、電気・水道業の下水道汚泥が多いためである。

北部地域では、ばいじんが多くなっているが、これは、北部地域には火力発電所があるためである。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

図8 産業廃棄物の地域別排出量

表10 産業廃棄物の地域別・種類別の排出量

(単位:千t/年)

	合計	京都市	北部地域	中部地域	乙訓地域	南山城地域
合計	4,445	1,794	1,116	368	467	699
燃え殻	30	0	30	0	0	0
汚泥	2,448	1,160	345	102	411	429
廃油	45	21	5	10	1	8
廃酸	18	5	6	3	0	4
廃アルカリ	10	6	1	1	1	1
廃プラスチック類	112	50	9	28	4	20
紙くず	7	4	1	0	1	1
木くず	73	36	11	6	4	17
繊維くず	1	1	0	0	0	0
動植物性残さ	57	25	7	7	1	18
動物系固形不要物	0					0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0
金属くず	40	23	5	5	1	7
ガラス陶磁器くず	39	13	11	4	1	10
鉱さい	52	30	22			1
がれき類	793	395	132	57	42	167
ばいじん	421	0	421		0	0
動物のふん尿	259	2	105	142		10
動物の死体	0	0	0	0		0
その他産業廃棄物	40	23	6	2	1	8

(注)・「0」表示は500t/年未満であること、空欄は該当値がないことを示している。

(地域区分)

地域区分	保健所区分	対象市町村
京都市		京都市
北部	丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
	中丹西保健所	福知山市
中部	南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
乙訓	乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
南山城	山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
	山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 産業廃棄物の処理状況

(1) 産業廃棄物の処理の概要

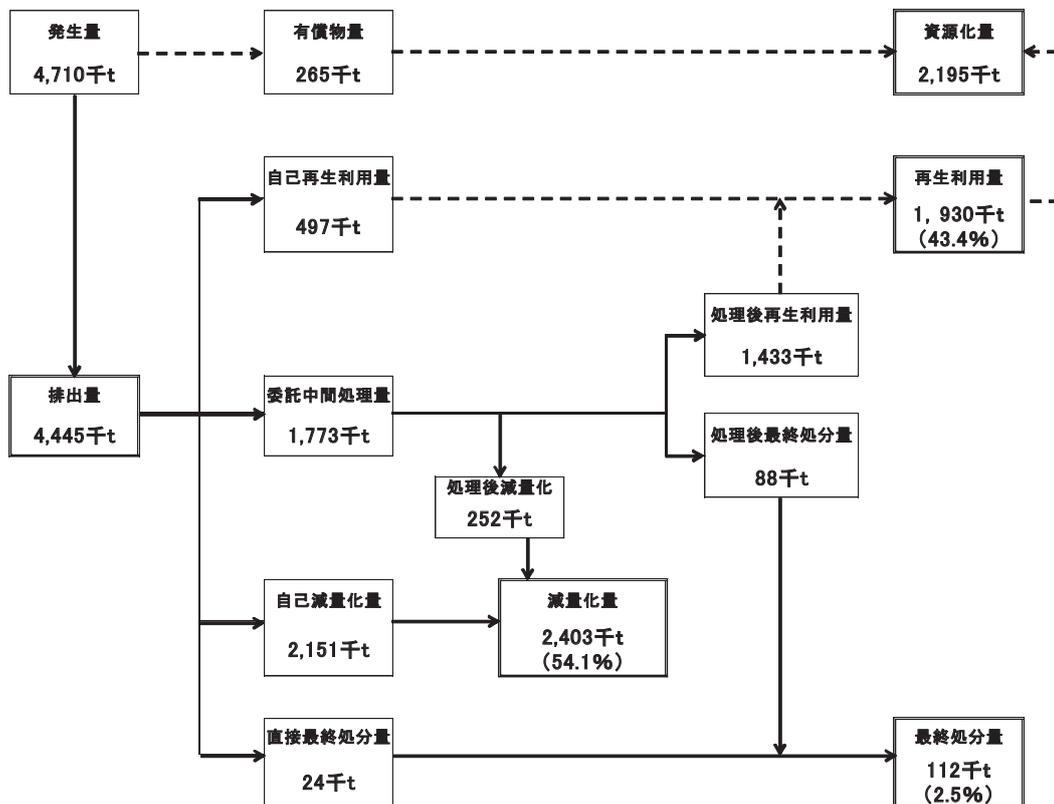
産業廃棄物の発生量から有償物量を除いた、平成 27 年度の産業廃棄物の排出量は 4,445 千トンである。

産業廃棄物の排出量のうち、排出者自ら再生利用した量が 497 千トン、委託による中間処理量が 1,773 千トン、排出事業者自らの中間処理により減量化される量が 2,151 千トン、直接最終処分される量が 24 千トンある。

委託中間処理された産業廃棄物 1,773 千トンは、中間処理後、1,433 千トンが再生利用され、88 千トンが最終処分されている。

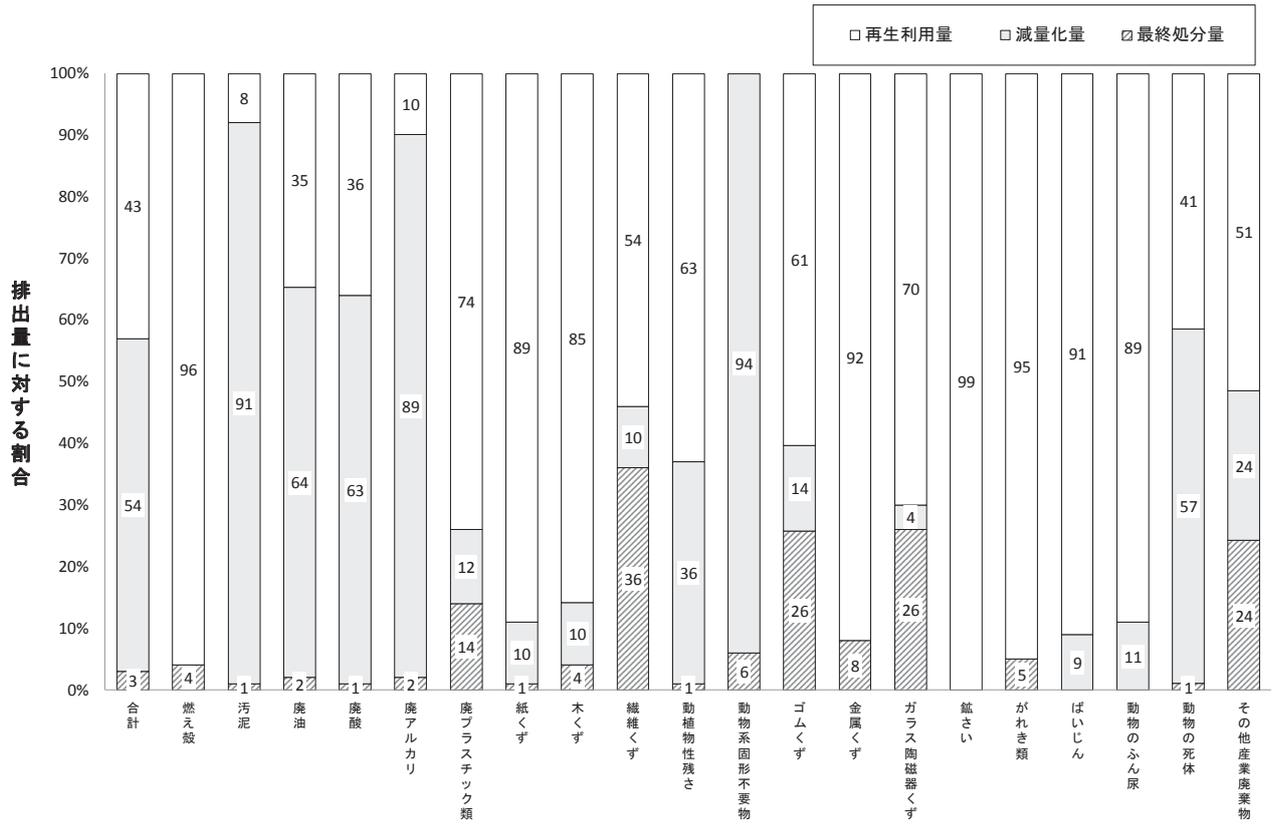
処理状況を種類別にみると、排出量の最も多い汚泥は、排出事業者自らによる脱水、乾燥、焼却等の処理により、減量化量が非常に多くなっている。

次いで排出量の多い、がれき類、ばいじん、動物のふん尿については、大部分が再生利用されている。



(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

図9 産業廃棄物の処理フロー



	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不棄物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉢さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	動物の死体	その他産業廃棄物	
排出量	4,445	30	2,448	45	18	10	112	7	73	1	57	0	0	40	39	52	793	421	259	0	40	
再生利用量	1,930	29	187	16	6	1	82	6	62	1	36	0	0	37	27	52	750	385	232	0	20	
減量化量	2,403	1	2,237	29	11	9	13	1	8	0	20	0	0	0	2	0	42	0	36	27	0	10
最終処分量	112	0	24	1	0	0	16	0	3	0	1	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	10

(単位:千t/年)

(注)・廃油、廃酸、廃アルカリ等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻や汚泥となったものが最終処分されている。しかし、この表における再生利用量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化は考慮していない。
 ・端数処理により収支が合わない場合がある。
 ・「0」表示は500t/年未満であることを、空欄は該当値がないことを示している。

図10 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合

(2) 産業廃棄物の再生利用状況

平成27年度の産業廃棄物の再生利用量は1,930千トンであり、再生利用率は43.4%である。

平成22年度から平成27年度にかけて、再生利用量は107千トン増加しており、再生利用率は2.8ポイント増加している。

再生利用量を種類別で見ると、がれき類が750千トン(38.9%)と最も多く、次いで、ばいじんが385千トン(20.0%)、動物のふん尿が232千トン(12.0%)となっている。

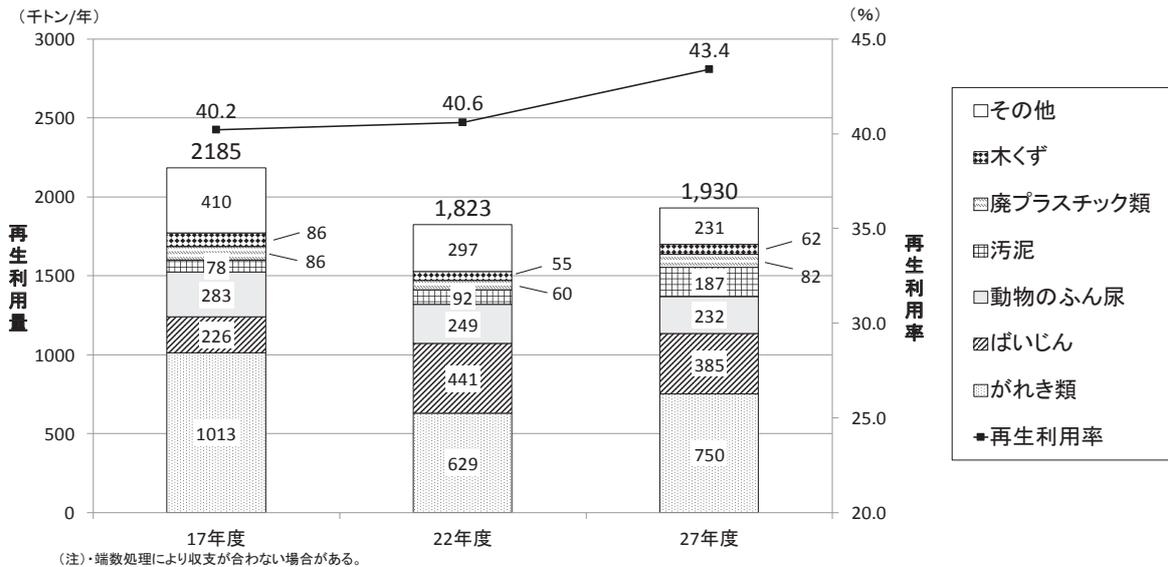


図11 再生利用量及び再生利用率

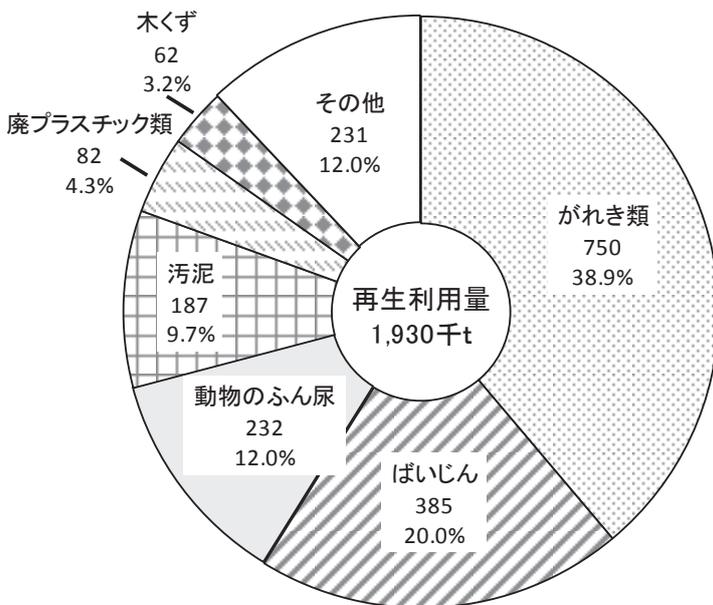


図12 平成27年度の産業廃棄物の種類別再生利用量

(3) 産業廃棄物の最終処分状況

平成27年度の産業廃棄物の最終処分量は112千トンであり、平成22年度から平成27年度にかけて、ほぼ横ばいで推移している。

種類別にみると、がれき類が42千トン(37.5%)と最も多く、次いで、汚泥が24千トン(21.4%)、廃プラスチック類が16千トン(14.3%)となっている。

業種別にみると、建設業が57千トン(51.4%)と最も多く、次いで、製造業が22千トン(19.7%)、電気・水道業が14千トン(12.7%)となっている。

建設業からはがれき類が、製造業からは廃プラスチック類が、電気・水道業からは汚泥が多く最終処分されている。

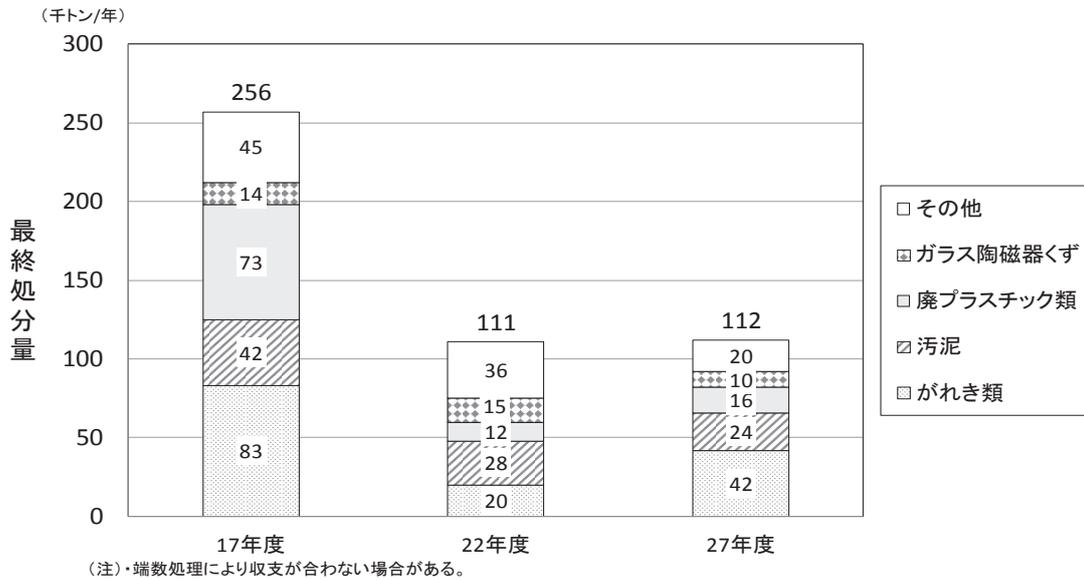


図13 産業廃棄物の種類別最終処分量の推移

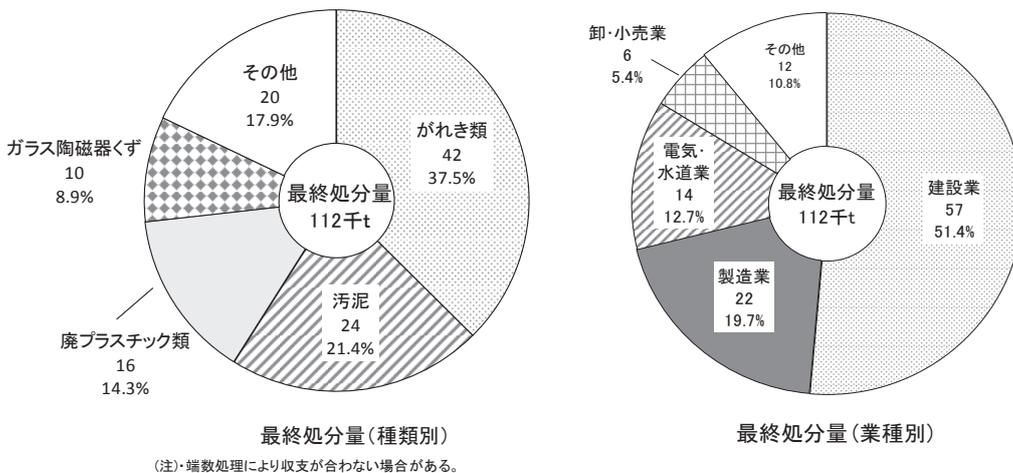


図14 平成27年度の産業廃棄物の種類別業種別最終処分量

3 目標達成状況と課題

(1) 産業廃棄物に係る目標達成状況

第2期計画では、産業廃棄物について、以下のように平成27年度の間目標値を定めた。

平成22年度と比べて再生利用率は向上しており、平成27年度の間目標値を達成している。一方で、排出量、最終処分量は、ほぼ横ばいとどまっております。平成27年度の間目標の達成にはいたらなかった。

表11 目標達成状況

項目	平成22年度 実績値	平成27年度 実績値	平成27年度 中間目標値
排出量	4,490千t	4,445千t	4,240千t
再生利用率	40.6%	43.4%	43.3%
減量率	56.9%	54.1%	54.6%
最終処分量	111千t	112千t	90千t

注) 減量率には、再生利用量を含まない。

(2) 課題

① 排出量

産業廃棄物の排出量は、事業者による発生抑制の取組のほか、景気の影響にも左右される。平成17年度から平成22年度には、景気の低迷もあり大きく発生量が減少したが、その後は、ほぼ横ばいで推移している。(図5)

今後は排出量の増加している建設業はもとより、その他の業種を含めて、全体として2Rの取組を推進する必要がある。

② 再生利用率

再生利用率は、平成27年度の間目標値を0.1ポイント上回って目標値達成となった。

しかし、本府の再生利用率は、全国平均の53%と比べると低い状況にあり、これは、ほぼ100%再生利用される動物のふん尿の排出割合が、全国に比べて低いことによる。(全国:21.5%、京都府:5.8%)

今後は、最終処分されている量が多い、がれき類や汚泥、廃プラスチック類等について、再生利用を促進する必要がある。

③ 最終処分量

平成22年度と比較して産業廃棄物の排出量が減少し、再生利用率が向上している一方で、産業廃棄物の最終処分量は、1千トンの増加となった。

これは、がれき類の排出量が増加したためである。がれき類は再生

利用率が高い一方で、中間処理による減量化はほとんど期待できない。

このため、再生利用率が向上した一方で、減量化率は低下し、最終処分量が増加した。

3Rの取組を推進し、最終処分量を削減する必要がある。

4 処理施設の整備状況

(1) 産業廃棄物処理施設許可状況

産業廃棄物の中間処理施設については、平成28年3月末現在で府内に185施設が設置されており、木くず又はがれき類の破碎施設などが多く設置されている。

また、府内の最終処分場については、安定型産業廃棄物最終処分場が2施設、管理型産業廃棄物最終処分場が10施設設置されている。なお、管理型産業廃棄物最終処分場のうち、7施設は埋立てを終了しており、現在、廃棄物の受け入れをしている施設は3施設である。

表12 産業廃棄物処理施設設置許可状況

(平成28年3月末現在)

産業廃棄物処理施設許可状況	京都府	京都市	合計
汚泥の脱水施設	11	3	14
汚泥の乾燥施設(機械)	3	-	3
汚泥の乾燥施設(天日)	-	-	-
汚泥の焼却施設	2	2	4
廃油の油水分離施設	2	-	2
廃油の焼却施設	2	2	4
廃酸・廃アルカリの中和施設	-	1	1
廃プラスチック類の破碎施設	16	10	26
廃プラスチック類の焼却施設	5	3	8
木くず又はがれき類の破碎施設	76	39	115
汚泥のコンクリート固形化施設	-	-	-
水銀を含む汚泥のばい焼施設	-	-	-
シアン化合物の分解施設	-	2	2
廃PCB等の焼却施設	-	-	-
廃PCB等の分解施設	-	-	-
PCB汚染物質の洗浄施設	-	-	-
産業廃棄物の焼却施設	4	2	6
最終処分場(遮断型)	-	-	-
最終処分場(安定型)	2	-	2
最終処分場(管理型)	9	1	10
計	132施設	65施設	197施設

(2) 府の公共関与による処理施設

① 株式会社京都環境保全公社

産業廃棄物の適正処理を確保するため、(株)京都環境保全公社に対して、府、京都市、府内企業43社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っている。同社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）と伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を有し、府内における一貫処理システムとして産業廃棄物適正処理事業を実施している。

② 大阪湾圏域広域処理場整備事業

事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターでは、府域では京丹波町・南丹市以南の19市町村を対象圏域として、大阪湾に設けられた最終処分場に、一般廃棄物のみならず、産業廃棄物の埋立も受け入れている。

第3節 第2期計画の施策の取組状況

第2期計画では、施策の進捗度を評価するため、評価指標を定めた。
本節では、評価指標を用いて、第2期計画の施策の進捗度を評価する。

1 3Rの推進

(1) 環境負荷の少ないライフスタイルの実現

3Rを推進し、環境負荷の少ないライフスタイルを実現するために、本府では、次のような3Rに関する府民啓発や情報の発信、環境学習等を推進してきた。

① クリーンリサイクル運動

府及び府内市町村が中心となり、府民、事業者とのパートナーシップにより、6月の環境月間を中心に駅前、街頭、スーパー前等で街頭キャンペーン等を実施している。

② 京都環境フェスティバル

府内の各地域で活動するNPOや学校、企業等が出展し、環境について楽しみながら、学び考えることができる参加・体験型イベントとして、平成2年度から毎年開催している。

③ 京と地球の共生府民会議 環境連続セミナー

京と地球の共生府民会議では、京都府環境施策の指針「新京都府環境基本計画」に記載されている長期的な5つの環境像・社会像をテーマに、「府民みんなの持続可能な環境ビジョン」を共有し、具体的な活動を展開していけるよう、平成22年度から環境連続セミナーを開催しており、これまでに、11回開催している。

④ 環境情報ネットワーク

山城広域振興局管内、中丹広域振興局管内では、環境情報ネットワークへの登録者に対して、法令改正や講習会の開催などタイムリーな環境情報を電子メールで提供している。

⑤ 京都府食品ロス削減府民会議

府内の食品ロス削減を府民運動化させ、府内で食品ロス削減に向けた取組を推進するため、平成28年7月に学識者、事業者、民間団体、行政等からなる京都府食品ロス削減府民会議を設置し、食品の納品・販売期限の見直しやフードバンク・子ども食堂等を活用した余剰食品の有効利用等について協議している。

【取組評価】

1人1日当たりのごみ排出量、1世帯1日当たりのごみ排出量は年々減少しており、排出抑制の取組が進んでいることがわかる。一方で、1人当たりのごみ処理経費、1人当たりの賃金に占めるごみ処理経費の割合は増加傾向である。これは、処理施設の工事等が増加したことによるもので、府内の多くの処理施設が更新時期を迎えていることから、今後も増加傾向になることが予想される。

最終処分量の割合については、減少傾向であり、取組が進んでいることがわかる。

表13 環境負荷の少ないライフスタイルの実現に関する指標の推移

施策の推進事項		評価指標	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	目指す方向性	進捗状況		
										H22年度からの増減	取組評価	
3Rの推進	①環境負荷の少ないライフスタイルの実現	排出抑制	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	936	930	928	919	905	877	↓	-6.3%	○
			1世帯1日当たりのごみ排出量 (ℓ/世帯・日)	20	20	19	19	19	18	↓	-10.0%	○
			1人当たりのごみ処理経費 (円/人・年)	14,385	14,613	14,020	14,337	15,370	15,374	↓	6.9%	×
			1人当たりの賃金に占めるごみ処理経費の割合 (%/人・年)	4.3	4.4	4.2	4.4	4.6	4.6	↓	7.0%	×
		最終処分量	最終処分割合 (%)	14.4	13.8	13.8	14.3	13.7	13.1	↓	-9.0%	○

(注)・1世帯当たりの人数は、京都市府町村の推計人口による。見掛比重0.11(京都市データ)による
・賃金は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による

(2) 環境負荷の少ない事業活動の推進

3Rを推進し、環境負荷の少ない事業活動を推進するため、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターを活用し、様々な企業に対して産業廃棄物の3Rに関する次のような総合的な支援を行ってきた。

(一社)京都府産業廃棄物3R支援センターは、産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関及び行政機関等が連携し、企業等に対して産業廃棄物の3Rに関する総合的な支援を行うことを目的として、平成24年3月に設立された。センターの事業費には産業廃棄物税が活用されている。

① アドバイザー派遣事業

環境認証の審査の資格を有する者等のゼロエミッションアドバイザーが事業所を訪問し、事業者からの3Rに係る相談に対して、対応を行う事業を実施している。毎年50件程度の事業所を訪問し、指導等を実施している。

② 補助事業

産業廃棄物の3Rの促進のための技術開発、施設整備等に対する助成(補助金の交付)を行っている。平成17年から実施しており、これまで延べ43件が採択されている。

③ 情報提供事業

リサイクル技術やリサイクル設備等を有する産業廃棄物処理業者に関する情報等を相談者に無料で提供している。

④ 3R人材育成事業

セミナーや講習会を開催して企業などにおける3R活動や人材育成活動を支援している。毎年10件程度の講習会開催や講師派遣を行っている。

【取組評価】

全ての項目で取組が進んでいる。

表 14 環境負荷の少ない事業活動の促進に関する指標の推移

施策の推進事項		評価指標	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	目指す方向性	進捗状況		
										H22年度からの増減	取組評価	
3Rの推進	② 環境負荷の少ない事業活動の促進	排出抑制	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 (g/人・日)	362	352	356	355	350	331	↘	-8.6%	○
			多量排出事業場数 (事業場)	133	126	118	135	132	118	↘	-11.3%	○
		再生利用	多量排出事業場の資源回収量 (万t)	67	73	36	80	76	71	↗	6.0%	○
		最終処分量抑制	産業廃棄物税徴収額 (千円)	61,383	60,805	56,591	60,446	62,497	51,271	↘	-16.5%	○
		事業所における3R普及状況	環境マネジメントシステムの普及状況 (件数)	1,854	1,928	1,991	2,069	2,132	2,136	↗	15.2%	○

(注)・多量排出事業所数は、それぞれ該年度の計画提出事業所数による
・環境マネジメントシステムの普及状況は、それぞれ該年度のISO14001、KES及びエコアクション21の取得件数による

(3) 3R推進のための協働の取組

3Rの推進のために、市町村や関係団体と協働して、次のような海岸漂着物対策やグリーン購入推進の取組を実施してきた。

① 海岸漂着物対策

京都府海岸漂着物対策推進地域計画(平成23年12月)に基づき、環境省の補助金を活用し、市町村の実施する海岸漂着物の回収・処理事業及び発生抑制事業に対して補助を実施している。

平成27年度は、回収処理事業が京丹後市、宮津市、舞鶴市、与謝野町、伊根町で、発生抑制事業が京丹後市、亀岡市で実施された。

② グリーン購入の推進

府内の市町村、事業者等にもグリーン購入の取組が広がるよう、京都グリーン購入ネットワークと連携し、情報発信や講座・研修事業・啓発活動等を展開してきた。

2 廃棄物資源化の推進

市町村により、計画的に施設整備が進められている。
本府は、必要に応じて、市町村への助言を行ってきた。

【取組評価】

平成24年度に発電能力を有するごみ焼却施設が2施設休止したことにより、ごみ発電能力、発電設備のある焼却設備で焼却される一般廃棄物の割合及び熱回収設備のある焼却設備で焼却される一般廃棄物の割合については、評価指標の値は低下したが、エネルギー回収量については、増加傾向で推移している。

府内の廃棄物等から排出される温室効果ガスの排出量については、横ばいで推移しており、廃棄物発生抑制等の取組が必要である。

表15 廃棄物資源化の推進に関する指標の推移

施策の推進事項	評価指標	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	目指す方向性	進捗状況	
									H22年度からの増減	取組評価
廃棄物資源化の推進	ごみ発電能力 (kw)	47,500	47,500	47,500	38,400	38,400	38,400	↗	-19.2%	×
	エネルギー回収量 (MJ/t)	758	768	775	833	783	789	↗	4.1%	○
	焼却される全ての一般廃棄物について、発電設備のある焼却施設で焼却されているものの割合 (%)	75.7	75.6	75.0	73.9	72.6	73.2	↗	-3.3%	×
	焼却される全ての一般廃棄物について、熱回収設備のある焼却施設で焼却されているものの割合 (%)	91.8	93.5	91.8	91.4	91.5	91.4	↗	-0.4%	×
	温暖化対策 府内の廃棄物等から排出される温室効果ガスの排出量 (万t-CO ₂)	29	29	31	30	29	-	↘	0%	×

(注)・市町村等のごみ処理施設におけるエネルギー回収量

3 不法投棄対策の徹底

廃棄物の不法投棄等の不適正処理防止のため、関係団体と協力し、次のような取組を実施してきた。

① 監視体制の構築

市町村、地元警察署で構成される不法投棄等特別対策広域機動班を各広域振興局に設置し、本庁には、副知事を本部長とする不法投棄等特別対策本部及び環境部長を班長とする不法投棄等特別対策機動班を設置し、違法事案に対処している。

また、地域の住民に不法投棄等の情報を通報してもらうため、専用のフリーダイヤルを継続して設置しており、携帯やスマートフォンの普及に伴い、メールでも通報を受けられるよう、通報メールを新設した。

さらに、平成27年11月には、宅配事業者等と「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」を締結しており、「監視の目が多くなることによる不法投棄の抑止効果」及び「通報協力による不法投棄の早期発見・早期対応」が期待される。

② 不法投棄監視パトロールの実施

各広域振興局に専任の監視指導員を配置し、休日も含めた監視パトロールを実施し、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の早期発見・早期対応に努めている。

また、京都府警及び舞鶴海上保安部と連携して、スカイパトロールや海上パトロールを実施している。

③ 遠隔操作可能夜間対応監視カメラシステムの導入

不法投棄等の行為を監視し、早期解決を実現するために、遠隔操作が可能な夜間対応の監視カメラを導入し、不法投棄等事案に対応している。また、市町村向けの貸し出しカメラも導入している。

④ 食品廃棄物の適正処理の推進

平成28年8月に、食品廃棄物等適正処理ガイドブックを作成し、平成28年9月には、排出事業者、処理業者に対して食品廃棄物等の適正処理に関する講習会を開催した。

⑤ 産業廃棄物処理業者に対する指導

産業廃棄物処分業者に対して、定期的に立入を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進している。

また、違法行為に対しては、改善命令や許可の取り消し等の厳格な行政処分を実施し、行政処分の情報については、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」に基づき公表している。

【取組評価】

平成27年度に発覚した投棄量10トン以上の不法投棄件数は1件であった。今後も不法投棄撲滅のため、不法投棄防止対策を推進していくことが必要である。

要監視箇所は減少しているが、これは、取組が進んだことに加えて、要監視箇所の整理を行い、より重点的なパトロールの実施に移行していることによる。

表16 不法投棄対策の徹底に関する指標の推移

施策の推進事項		評価指標	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	目指す方向性	進捗状況	
										H22年度からの増減	取組評価
不法投棄対策の徹底	不法投棄等防止対策	不法投棄件数（件数）	2	0	1	2	3	1	↓	-50.0%	○
		要監視箇所数（箇所）	957	1,027	1,075	1,063	1,079	715	↓	-25.3%	○

（注）・当該年度に発覚した投棄量10トン以上の産業廃棄物の不法投棄件数

第4章 施策の基本方向

第3章の課題を踏まえて、施策の基本方向を次のとおり定める。

- | |
|-------------------------|
| 1 3Rの推進 |
| 2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり |
| 3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築 |

1 3Rの推進

3Rの中でも優先順位の高い2Rの取組を重点的に推進し、やむを得ず発生する廃棄物について、分別排出を徹底し、できる限り再生利用する仕組みを作ることで、最終処分量の削減を推進する。

2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあることから、廃棄物の適正処理を推進し、不適正処理を未然に防止するとともに、不適正処理等の違法行為に対しては迅速かつ厳格に対処する。

3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物の処理は、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があるとともに、可能な限り再生利用等を行い、最終処分量を低減させる必要がある。

このような処理を実行するために、平時から、各主体における事前の備えを促進し、さらに、各主体の連携・協力体制の構築を推進する。

第5章 目標

京都府における循環型社会の形成を計画的かつ総合的に推進していくため、平成32年度の目標を以下のように定める。

第1節 一般廃棄物の減量化の目標

1 排出量、再生利用率、最終処分量等に関する目標

過去10年間の環境省の「一般廃棄物処理実態調査」により、地域区分ごとの実績値をもとに、現状の趨勢で推移したと仮定して算出した値から府民、事業者の排出抑制等による効果を見込んで設定する。

項目	平成27年度 実績値	平成32年度 目標値
排出量	843千t	705千t
再生利用率	15.6%	18.3%
減量率	71.4%	68.7%
最終処分量	110千t	92千t

2 取組目標

平成28年1月に変更された廃棄物処理法の基本方針においては、これまでの減量化の目標（排出量、再生利用率、最終処分量の目標値）に加えて、減量化の目標を達成するための取組目標が新たに設定された。

本府においても、府内の現状を踏まえ、取組目標を次のとおり設定する。

項目	平成27年度 実績値	平成30年度 目標値
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	4市町村	8市町村
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村数	21市町村	26市町村
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村数	18市町村	26市町村

第2節 産業廃棄物の減量化の目標

1 排出量、再生利用率、最終処分量等に関する目標

目標については、「平成 27 年度における産業廃棄物の排出状況等と業種ごとの活動指標との関係が変わらないものとして」将来の活動量指標の伸び率を廃棄物量に乗じることによって算出した値から、事業者等の排出抑制等による効果を見込んで設定する。

項 目	平成 27 年度 実績値	平成 32 年度 目標値
排出量	4,445 千 t	4,040 千 t
再生利用率	43.4%	45.8%
減量率	54.1%	52.3%
最終処分量	112 千 t	75 千 t

【参考】廃棄物処理法基本方針の目標値

国においては、廃棄物処理法の基本方針において、平成32年度までの一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標（取組目標については、平成30年度までの目標）が以下のとおり設定されている。

【一般廃棄物の減量化の目標】

項目	平成32年度 目標
排出量	H24年度比約12%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g以下
再生利用率	約27%に増加
最終処分量	H24年度比約14%削減

【産業廃棄物の減量化の目標】

項目	平成32年度 目標
排出量	H24年度比約3%増に抑制
再生利用率	約56%に増加
最終処分量	H24年度比約1%削減

【取組目標】

項目	平成30年度 目標
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43市町村（H25年度） →200市町村（H30年度）
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	約59%（H25年度） →100%（H30年度）
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約43%（H25年度） →80%（H30年度）

第6章 各主体の役割

本計画における目標を達成するためには、各主体が役割に応じた取組を進めることが重要である。

本章においては、**循環型社会形成を推進するための各主体の役割**を整理するとともに、特に、**災害廃棄物対策については、災害廃棄物対策に関する各主体の役割**として整理する。

第1節 循環型社会形成を推進するための各主体の役割

京都府における循環型社会の形成を推進していくためには、府民、事業者、行政等の各主体が2Rの取組を推進し、やむを得ず発生する廃棄物について、できる限り再生利用する必要がある。

そのために、各主体が役割に応じた自主的な取組を行い、加えて、府は各主体間のコーディネーターとなり、各主体が連携した広域的な取組を進めていくことが必要となる。

1 府民の役割

府民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努める。さらに、マイバッグを常時携帯し、レジ袋を自主的に断ることにより、レジ袋の使用量の削減に努める。

また、商品の使用に当たっては、修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り等に努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことはもとより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引き渡しを行う。特に、使用済家電や小型家電等については、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等に基づいた適正なりサイクルを行う。

不法投棄や野外焼却などの不適正な処理が周辺住民の生活環境を脅かすだけでなく、循環型社会の形成の推進を脅かすものであることを理解し、不法投棄等を発見した場合にはすみやかに関係機関へ情報提供するなど、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献する。

2 NGO/NPO等の役割

NGO/NPO等の民間団体は、循環型社会形成のため、3Rの推進等に関する地域住民の自主的な取組の推進役としてのみならず、行政や事業者等に循環型社会の形成に資する提言を行うことや、行政や事業者の隙間を埋める取組を行うなど、府民、事業者、行政の連携、協働を進める役割が期待される。

3 観光客の役割

京都府に訪れる観光客等は、京都府における廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理に協力する。特に、観光地等でのごみ散乱が起きないように、自らのごみは自分で持ち帰ることなどに努めるとともに、外食や宿泊施設における適量の注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

4 事業者の役割

製品の生産、流通、販売、サービス等に携わるすべての事業者は、事業活動に係る資源効率性を向上させるために、資源の消費抑制を図るとともに、事業活動に伴う廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、循環利用できない物については、排出者責任のもとで適正処理を行わなければならない。

また、事業スタイルについて、「商品の提供から機能の提供へ」などを事業スタイルの基本的な考え方に位置づけ、環境配慮型ビジネスへの転換、ゼロエミッション事業活動の推進などを行う。

消費者の使用後の製品等については、製品の生産者等としての責任（拡大生産者責任）を有することを認識し、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び再生原料を使用した商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めなければならない。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努める。

5 廃棄物処理業者の役割

廃棄物の処理に携わる事業者は、排出事業者からの委託に基づいて廃棄物を適正に処理するにとどまらず、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと協力し、排出事業者に対して、廃棄物の3Rに関する助言を行い、排出事業者による3Rの取組を促進する。

また、廃棄物等の専門家として、新たな廃棄物処理技術に係る調査研究を行い、廃棄物の再生利用、減量化等の廃棄物処理の高度化に努め、最終処分量の削減に資することにより、循環型社会の形成はもとより、廃棄物処理により発生する温室効果ガスの発生抑制を図る観点でも重要な役割を担う。

6 市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するとともに、他市町村及び府との連携等による広域的な取組の促進を図る。

7 府の役割

府は、府全域において循環型社会の形成が推進されるよう、効果的な施策を実施するとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担い、加えて、自ら、廃棄物等の発生抑制や環境にやさしい製品の購入などを率先して行う。

このため、府は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等を、各主体へ周知し、その円滑な施行に取り組むとともに、府域の地域的な条件に応じた制度を立案し実施する役割を担う。

例えば、市町村に対しては、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を行うとともに、先進的な取組を行っている市町村の情報収集、情報提供を行い、普及に努める。さらに、広域的に展開することがより効果的な施策については、市町村と協議し、市町村と協力した施策の推進を行う。

また、府民、事業者、民間団体等に対しては、意識高揚のため、環境教育・学習、啓発活動の充実を図るとともに、府民、事業者、民間団体等が行う先進的な取組については、表彰や取組事例の紹介を行い、普及に努める。

さらに、産業廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進及び適正処理の確保のため、事業者や産業廃棄物処理業者に対して、必要な情報提供や指導監督を実施する。

また、法改正や全国レベルでの新たな制度の創設等が必要な場合、あるいは府域を超える対応が必要な場合などにおいては、市町村、他府県等との連携を進めるとともに、国に対して必要な要望や協議などを行う。

第2節 災害廃棄物対策に関する各主体の役割

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有用活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等を進めるとともに、円滑・迅速な処理を推進する必要がある。

そのために、平時から、各主体において事前の備えを確実に進め、加えて、府は、市町村や他府県、国、関係団体等とも連携を進め、相互協力の体制を強化する必要がある。

また、災害発生時には、各主体が連携して災害廃棄物処理を推進する必要がある。

1 府民の役割

府民は、災害廃棄物を排出する際や指定された仮置き場へ搬入する際には、市町村の定める災害廃棄物の分別ルールに基づき行う。

2 事業者の役割

大量の災害廃棄物を排出する可能性のある事業者や、危険物、有害物質等を含む製品を所有する事業者は、平常時から、その所有する施設等の災害廃棄物の発生の予防や処理方法について検討し、自主的に災害廃棄物処理計画を策定するなどし、災害廃棄物となった場合には、主体的に迅速、円滑な処理をする。

また、危険物、有害物質等を含む製品については、製品についての情報提供を行い、当該製品の適正管理、災害廃棄物となった際の適正処理に協力する。

3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物の処理に携わる事業者は、平常時から、災害廃棄物処理に係る情報収集や体制整備を行い、非常災害時には、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に努めるものとする。

4 市町村の役割

市町村は、平常時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や他市町村、府、国、関係団体等との連携体制の構築等を通じて、非常災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備を図る。

また、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた市町村の災害廃棄物処理計画の策定または見直しを行い、災害廃棄物の処理に関して、自主体制の強化、他市町村、府、国、関係団体等との連携を進める。地域住民に対しては、平常時から、災害廃棄物の処理に関する情報発信・情報共有を積極的に行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。

さらに、支援市町村となることも想定し、資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等に積極的に協力する。

5 府の役割

府は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

また、域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平常時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備え等について、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制整備、さらには府域を超えた広域的な対応の視点から、市町村、他府県、国、関係団体等との連携強化を図り、それらを記載した府の災害廃棄物処理計画の策定または見直しを行う。

災害時には、域内の被害状況を踏まえ、必要に応じて市町村、他府県、国、関係団体等との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定する。

第7章 施策の展開

本計画における目標を達成するため、(1) 3Rの推進、(2) 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり、(3) 非常災害時における廃棄物処理体制の構築の3つの視点から施策を推進し、分野ごとの取組状況については、指標を定めて進捗度を評価する。

第1節 3Rの推進

1 一般廃棄物の3R推進

(1) 食品廃棄物の削減

食品の適量注文や計画的購入、使い切り等の普及啓発を実施することで、食品関連事業者（製造業、卸売業、小売業、外食産業）及び一般家庭から排出される食品ロス（売れ残り、手付かず食品、食べ残し等）をはじめとする食品廃棄物の削減を目指し、事業者、府民、京都府食品ロス削減府民会議、市町村等と連携・協力した次の取組を推進する。

① 生ごみ3キリ運動の府内全域での展開

京都市において実施されている「生ごみ3キリ運動」を府内全域で展開を目指して、市町村と協力した府民啓発を行う。

② 飲食店・食料品販売店・宿泊施設等での取組の推進

小盛りメニューの導入等を促し、食品ロス削減に努めるよう、府内飲食店・食料品販売店・宿泊施設・その他公共施設等に対して啓発を行う。

③ 市町村による食品ロス調査の実施支援

食品ロスの量を調査することにより、市町村によるより効果的な施策の実施が可能になるため、家庭から排出される食品廃棄物に含まれる食品ロスの調査を実施したことがある市町村の数を倍増させることを目指し、技術的支援を行う。

(2) ごみ処理有料化の推進

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村に対して、一般廃棄物処理の有料化の先進事例の情報提供等を行う。

(3) レジ袋有料化、マイバッグ運動等の展開によるレジ袋の削減

市町村等と協力し、事業者によるレジ袋有料化の導入を促すとともに、府民に対してマイバッグ常時携帯の啓発を行う。

(4) 「京都まちの修理屋さん」事業

府内にある修理屋さんを「京都まちの修理屋さん」として登録・紹介し、モノの修理・長期使用を推奨し、廃棄物の発生抑制につなげる。

(5) 事業系一般廃棄物削減の優良事例紹介

事業者によって取り組まれている廃棄物削減優良事例を府内の他の事業者へ広げるため、ホームページにて紹介する。

(6) 雑紙のリサイクルの促進

可燃ごみとして排出されている再生利用可能な雑紙が相当量あることを踏まえ、市町村が定めるごみの分別ルールに基づいた雑紙の分別排出や集団回収の利用等を促進するため、次の取組を推進する。

① 家庭から排出される雑紙の分別推進

雑紙の分別排出の意識向上のために、市町村と連携して府民に対して啓発を行う。

② 事業所から排出される雑紙の分別推進

「事業系紙ごみ資源化ガイドブック（仮称）」を作成し、事業者による雑紙の分別排出、資源化を促進する。

(7) 廃家電等のリサイクルの促進

市町村等と協力し、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づいた廃家電等の適正なりサイクルを推進する。

① 家電リサイクル法

家電4品目について、家電リサイクル法に基づき、適正にリサイクルされるように市町村等と協力して、府民への啓発等を実施する。

また、小売業者が引き取り義務を負わない家電4品目について、全市町村で回収体制が構築されることを目標に、未構築市町村へ働きかけを行う。

② 小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法に基づき、適正にリサイクルされるように市町村等と協力して、府民への啓発等を実施する。

また、全市町村において、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の回収体制が構築されることを目標に、未実施市町村へ働きかけを行う。

(8) 容器包装のリサイクルの促進

平成 28 年 8 月に改定した「京都府分別収集促進計画（第 8 期）」に基づき、容器包装のリサイクルを推進する。

【京都府分別収集促進計画（第 8 期）における分別収集計画市町村数】

項 目	市町村数
ガラスびん（無色・茶色・その他の色）	26 市町村
ペットボトル	26 市町村
プラスチック製容器	26 市町村
紙製容器	4 市町村
缶（スチール・アルミ）	26 市町村
段ボール	24 市町村
紙パック	22 市町村

(9) バイオマスの利活用

生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスを利用する市町村による施設・設備整備等を促進するため、技術的支援を行う。

また、有効利用されていない食品系廃棄物等から、水素生成菌を用いて、直接水素を生成し、電気エネルギーとして活用できる新たなシステム構築を目標としたバイオマス水素創生の事業化を目指す。

(10) 府民啓発の推進

市町村や各種団体とともに推進するクリーンリサイクル運動、環境フェスティバル等を通じて 3 R の啓発を継続し、定着を促す。

(11) 情報の発信、環境学習の推進

循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現状などについて、ホームページや研修、啓発資材等により情報を広く発信するとともに、府民等の多様な環境学習の取組においても情報発信する。

(12) 市町村との意見交換会・研修会の実施

定期的に市町村と意見交換会を開催し、一般廃棄物の処理について、市町村の抱える課題への対応について協議するとともに、先行事例等の情報共有、法改正等についての研修会を実施する。

(13) グリーン購入ネットワークとの連携

京都グリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入についての情報発信や講座・研修事業・啓発活動等を積極的に展開し、府内のグリーン購入の一層の普及・拡大に努める。

また、グリーン購入法において策定することが自治体の努力義務とされているグリーン調達方針の未策定市町村については、策定を検討している市町村に対して技術的助言を行い、策定を促す。

(14) 京都府における3Rの計画的推進

京都府自身が、引き続き環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動により、コピー用紙の削減、ごみの分別・削減に取り組むとともに、グリーン調達を推進する。

【評価指標】

〈排出抑制に関する指標〉

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
- ・ 1世帯1日当たりのごみ排出量 (ℓ/世帯・日)
- ・ 1人当たりのごみ処理経費 (円/人・年)
- ・ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 (g/人・日)
- ・ グリーン調達方針策定自治体数

〈最終処分量の抑制に関する指標〉

- ・ 最終処分割合 (%)

〈事業所における3R普及状況に関する指標〉

- ・ 環境マネジメントシステムの普及状況
(ISO14001、KES 及びエコアクション21の取得件数)

2 産業廃棄物の3R推進

(1) 産業廃棄物税の活用

京都府産業廃棄物税（平成17年4月施行）を引き続き活用し、税の効果により、最終処分量の削減を図るとともに、税収を活用して事業者等による減量・リサイクルの取組を支援する。

(2) 多量排出事業場等への指導

多量排出事業場等への排出抑制等の指導を強化し、産業廃棄物の発生抑制を推進する。

(3) 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターとの連携した取組

（一社）京都府産業廃棄物3R支援センターと連携して、次の取組を行う。

① アドバイザー派遣事業

府内排出事業者からの産業廃棄物の減量・リサイクルに係る相談に対して、環境認証の審査の資格を有する者等のゼロエミッションアドバイザーを派遣し、事業者によるゼロエミッションの取組を支援する。

② 産業廃棄物発生抑制等促進事業費補助事業

産業廃棄物の3Rに係る研究や技術開発などに対する支援、並びに排出事業者や処理業者による発生抑制・リサイクルを促進する施設整備に対する支援を実施する。

③ 情報提供事業

リサイクル技術やリサイクル設備等を有する産業廃棄物処理業者に関する情報を相談者に無料で提供し、産業廃棄物のリサイクルを推進する。

④ 3R人材育成事業

排出事業者自らが3R、適正処理を積極的に推進していけるよう、パンフレットや手引きを作成し、セミナーや講習会を開催して企業の人材育成活動の支援を行う。

⑤ 再資源化製品の販路拡大等の支援

公益財団法人京都産業21や一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構、大学等と連携し、企業等が行う環境配慮製品及び産業廃棄物を利用した新たなリサイクル製品等の販路開拓に向けた取組を支援する。

(4) 建設リサイクル法

建設リサイクル法に基づき、定期的に建設現場をパトロールし、特定建設資材の分別とリサイクルを促進する。

(5) 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法に基づく、許可及び登録制度を適正に運用し、許可業者等に対して、定期的に立入を実施し、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を促進する。

(6) 下水汚泥の再生利用

府内の産業廃棄物で最も発生量の多い、下水汚泥の再生利用を促進する。

3 次世代を担う産業廃棄物 3 R 取組の推進**(1) 次世代技術を用いた取組の推進**

IoT 等の次世代技術を活用し、分別やリサイクル体制をより高度化するための次の取組を実施することで、再生利用率の向上及び最終処分量の削減を推進する。

① 事業者による分別取組の推進

IC タグやバーコードを使用した、排出事業者による産業廃棄物の分別の取組に対して技術的支援を行い、産業廃棄物の排出量削減を目指す。

② IoT を活用した産業廃棄物の分別・回収の効率化の推進

採算が合わない等の理由で、少量ではリサイクルできない産業廃棄物の分別・回収に IoT の技術を導入し、処理業者が複数事業所から同種の廃棄物を効率的に収集・リサイクル可能となる仕組みを構築することで、最終処分量の削減を推進する。

③ IoT を活用したリサイクルマネジメントシステムの構築

排出事業者と処理業者等を通信回線をつなぎ、各事業所の排出量と各処理業者のリサイクル可能量をリアルタイムで確認・マッチングできるリサイクルマネジメントシステムを構築し、廃棄物管理の最適化を図ることで、最終処分量の削減を目指す。

④ 建設系混合廃棄物の 3 R 技術開発の推進

建設系混合廃棄物の分別技術の高度化を進める 3 R 技術の開発を推進し、最終処分量を削減する。

(2) 「京都府3Rカウンセラー（仮称）」制度の創設

産業廃棄物処理業者を対象に講習会を実施、講習会修了者を「京都府3Rカウンセラー」として認証し、排出事業者へのアドバイス機能を強化し、排出事業者による3Rの取組を促進する。また、「京都府3Rカウンセラー」のアドバイスを取り入れて3Rを進めた排出事業者の取組については、「パートナー認証制度（仮称）」を導入し、認証し、情報発信する。

(3) 見学ツアーやインターンによる人材育成

企業や大学生を対象に、3Rの先進事例や産業廃棄物処理の現場等の見学ツアーを実施し、企業で実践している者、次世代を担う者の人材育成の支援を行う。

また、大学生が企業で現場体験するインターン制度を推進する。

【評価指標】

〈排出抑制に関する指標〉

- ・ 多量排出事業場数

〈再生利用に関する指標〉

- ・ 多量排出事業場の資源回収量（万t）

〈最終処分抑制に関する指標〉

- ・ 産業廃棄物税徴収額（千円）

第2節 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

1 廃棄物の適正処理

(1) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理法等に基づく規制等を徹底し、廃棄物の適正処理を推進するため、次の取組を推進する。

① 廃棄物処理に関する情報公開の促進

府民の廃棄物処理についての理解と信頼を得るため、市町村、事業者、廃棄物処理業者が行う廃棄物処理に関する情報公開を促進する。

② 厳格な行政処分の実施

違法行為に対する改善命令や許可の取り消し等、厳格な行政処分を実施する。また、行政処分情報については、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」に基づき、公表する。

(2) 有害廃棄物の適正処理

① PCB廃棄物の適正処理の推進

府内の高濃度 PCB 廃棄物等は、平成 33 年 3 月 31 日まで、低濃度 PCB 廃棄物等は、平成 39 年 3 月 31 日までに処分しなければならない。

ただし、平成 34 年 3 月 31 日までに、高濃度 PCB 廃棄物等の処分が確実である保管事業者であって、処分が見込まれる日等を都道府県知事に届け出た者については、高濃度 PCB 廃棄物等の処分を平成 34 年 3 月 31 日まで猶予される。

本府では、平成 13 年 7 月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び国の定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「府 PCB 処理計画」という。）を策定し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理と対策に取り組んでいる。

今後も府 PCB 処理計画に基づき、高濃度 PCB 廃棄物等、低濃度 PCB 廃棄物等の早期処理を推進する。

② 水銀使用廃製品の適正処理の推進

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が、平成 27 年 6 月に公布され、水銀の使用用途等が制限されることから、水銀及び水銀使用製品が今後ますます廃棄物として処分される事態が想定される。家庭からの水銀使用廃製品の適正処理のために、市町村による分別回収体制が構築されるように、未構築市町村に対して働きかけを行うとともに、産業廃棄物に該当する水銀及び水銀使用製品については、排出事業者による適正処理が行われるよう情報提供、指導を行う。

(3) 海岸漂着物の適正処理

海岸管理者、府、市町、地域団体、国機関と連携して海岸漂着物等の回収・処理事業を推進するとともに、海岸漂着物等の発生抑制事業として、イベントの開催等による啓発、海岸漂着物の発生源調査の実施等を推進する。

2 不法投棄対策の推進

(1) 警察・市町村等との連携の強化

不法投棄等事案に対し、警察や市町村等と連携し、不法投棄等特別対策本部、不法投棄等特別対策（広域）機動班により、迅速、的確に対応する。

(2) 早期発見・早期指導の徹底

不法投棄等の早期発見・早期指導のため、監視カメラを設置し、フリーダイヤル、メールにより通報を受け付けるとともに、土・日・祝日を含め、不法投棄等監視指導員によるパトロールを実施する。

また、人の目の届かない場所の不法投棄事案については、今後、ドローン等を活用しながら、調査・指導を実施していく。

(3) 府民運動の展開

府民一人ひとりが地域を守るという機運を盛り上げるため、府民団体、事業者団体、行政機関からなる「不法投棄等撲滅府民会議」を中心に、「不法投棄をしない、させない、許さない」府民運動を展開する。

(4) 「不法投棄やっつけ隊」による不法投棄の再発防止

行為者不明により撤去が進まない廃棄物について、市町村が主体となって撤去に取り組む場合において、府が調整役となり、府や市町村、地域住民、ボランティア、NPO等と「不法投棄やっつけ隊」を結成し、不法投棄された廃棄物を撤去するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄の再発・拡大の防止を進める。

【評価指標】

〈適正処理推進に関する指標〉

- ・ 水銀回収体制構築市町村数
- ・ 海岸漂着物対策実施自治体数

〈不法投棄等防止対策に関する指標〉

- ・ 不法投棄件数（件数）
- ・ 要監視箇所数（箇所）

第3節 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

1 府内の災害廃棄物処理体制の構築推進

(1) 災害廃棄物処理計画等の策定

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）を踏まえた「京都府災害廃棄物処理計画（仮称）」を平成30年度までに改訂する。

また、「市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン（仮称）」を策定し、市町村の災害廃棄物処理計画策定、改訂を支援する。

(2) 「災害廃棄物処理連絡協議会（仮称）」の設置

府、市町村及び関係地方公共団体の組合が参加する「災害廃棄物処理連絡協議会」を設置し、平時から災害廃棄物の処理について検討を行い、非常時に迅速に対応できる体制構築を目指す。

(3) 「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（仮称）」の締結

災害の発生時において、府、市町村及び関係地方公共団体の組合が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施することを目的に、「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を府、市町村及び関係地方公共団体の組合との間で締結することを目指す。

(4) 廃棄物処理業者との協力体制の構築推進

本府では、平成15年12月に「災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定書」を京都府環境整備事業協同組合と締結し、また、平成17年12月に「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を公益社団法人京都府産業廃棄物協会と締結した。災害時には、同協定により、廃棄物処理業者と協力していく。

2 府域を超える災害廃棄物対策の推進

府域を超える災害廃棄物対策については、近畿ブロック協議会において、これまで検討がなされている。今後も同協議会に積極的に参加・協力し、近畿ブロックでの災害廃棄物対策を推進していく。

【評価指標】

〈災害廃棄物処理体制の構築に関する指標〉

- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している自治体等の数

第8章 廃棄物処理施設の整備

循環型社会を形成していくためには、3Rの推進と併せて、廃棄物処理施設を計画的に整備していく必要がある。

本章においては、廃棄物処理施設の整備について整理する。

第1節 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制

1 一般廃棄物処理施設の整備の方向

市町村は、一般廃棄物の循環利用や適正処理の体制を確保するため、府及び関係市町村との連携を図りながら、自ら定める一般廃棄物処理計画に従って、必要な再生利用施設、中間処理施設及び最終処分場等の整備に努め、地域における最適な処理システムを構築していく。

なお、施設整備については、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減するような方法の選択に努める必要がある。

特に、焼却施設については、計画的な整備を推進し、発電や熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を図り、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について発電や熱回収が図られるよう取組を推進していく。

なお、平成27年度においては、府内で焼却された一般廃棄物量のうち約91.4%が熱回収可能な施設で処理されており、同約73.2%が発電施設の設置された焼却施設で処理されている。これは、廃棄物処理法の基本方針で定められた「平成32年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約69%に増加させること」を既に達成している状態である。

最終処分場については、市町村は、3Rの取組の促進により、最終処分量をできる限り抑制し、最終処分場の延命化に努める。

また、大阪湾圏域広域処理場整備事業について、府及び関係市町村は、一般廃棄物の適正処分を推進するため、今後とも、関係府県・市町村と連携の上、事業の推進を図る。

2 施設整備等に当たっての配慮

廃棄物処理施設の整備等に当たっては、廃棄物処理に対する住民の信頼性を確保し、施設の設置や運転管理に対する理解と協力を得ることが必要である。

そのため、市町村は、早い段階から設置計画等について情報公開するとともに、事前の環境調査を行い、周辺環境に配慮した安全で信頼できる施設の設置に努める。

また、設置した施設の適正な運転管理に努めることはもとより、施設見学会の実施や維持管理情報の積極的な公表等により、廃棄物処理に関する意識啓発や積極的な情報公開に努める。

3 処理体制確保のための支援

府は、市町村における一般廃棄物の処理が円滑に進むよう、市町村間の調整に努めるとともに、必要な助言を行う。

また、府は、廃棄物処理施設の整備等に当たって、安全で安心な処理技術が導入されるよう、廃棄物処理に係る新たな知見等の収集に努め、市町村に対する情報提供や技術的援助を行う。

さらに、府は、廃棄物処理に対する府民の理解を深めるため、市町村と連携した普及啓発活動や廃棄物処理に関する情報公表に努める。

4 非常災害に備えた施設整備

市町村は、平素より、廃棄物処理施設の余力の把握に努め、一定の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

また、廃棄物処理施設が、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。特に、焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

また、必要に応じて、災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を推進する。

府は、広域的な大規模災害に備えるために、市町村間や民間事業者との連携・調整を図っていくことが必要である。

第2節 産業廃棄物処理施設の整備

1 産業廃棄物処理施設の整備の方向

産業廃棄物処理施設の整備については、産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本として推進しつつ、民間事業者による中間処理施設や最終処分場の整備状況を見極めながら、必要な処理施設の整備を推進するため、公共関与する。

2 公共関与による処理施設の整備の推進

(1) 株式会社京都環境保全公社への支援

産業廃棄物の処理に不可欠な中間処理施設や最終処分場はその施設確保が容易でないことから、府及び京都市は、府内の主要企業とともに、(株)京都環境保全公社の施設整備等に対して、必要な支援を行う。

(2) 大阪湾圏域広域処理整備事業（大阪湾フェニックス事業）の推進

大阪湾圏域の最終処分される廃棄物を受け入れている大阪湾フェニックス事業については、府内の最終処分場の一つとして位置づけて、今後とも一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理のために事業の推進を図る。

3 施設整備に当たっての配慮

産業廃棄物処理施設の設置に当たり、周辺住民の理解を得ることが重要であることから、府は、平成26年10月施行の「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」を適正に運用し、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者による、地域における円滑な合意形成及び生活環境の保全が図られるように努める。

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、施設に係る基準を遵守することはもとより、周辺地域の生活環境に配慮した適正な施設を整備し、地域住民との円滑な合意形成を図る。

府民は、社会・経済活動の結果として発生する産業廃棄物の仕組みや、その再生利用などの処理について正しい知識を持ち、産業廃棄物への理解を深めるように努める。

4 非常災害に備えた施設整備

産業廃棄物処理施設は、災害廃棄物の処理に関して、これまで非常に重要な役割を果たしてきた。

このため、施設の設置者は、産業廃棄物処理施設が、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することに努める。

【評価指標】

〈エネルギー回収に関する指標〉

- ・ ごみ発電能力 (kw)
- ・ エネルギー回収量 (MJ/t)
- ・ 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合 (%)
- ・ 焼却された一般廃棄物量のうち熱回収設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合 (%)

〈温暖化に関する指標〉

- ・ 府内の廃棄物から排出される温室効果ガスの排出量 (万 t-CO₂)

第9章 計画の進行管理

府は、府内の廃棄物等の発生、再生利用、処分状況等について調査し、継続的に計画の進捗状況の確認を行う。

また、本計画の目標を達成するため、本計画に位置づけられた施策を効率的かつ効果的に実施することが必要であることから、各主体と十分に連携し、確実かつ迅速に施策を実施し、その実施状況や施策効果の把握に努める。

さらに、廃棄物をめぐる動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な場合には、施策の見直し等を行う。

なお、計画の進捗状況等については、京都府ホームページや環境白書等で公表する。

第10章 資料編

第1節 審議過程

平成28年5月26日	京都府環境審議会 諮問
平成28年6月27日	第1回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成28年9月29日	第1回市町村等ヒアリング（中部地域）
平成28年10月7日	第2回市町村等ヒアリング（南部地域）
平成28年10月13日	第3回市町村等ヒアリング（北部地域）
平成28年11月11日	第2回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成28年12月6日	第3回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成28年12月22日から 平成29年1月18日まで	パブリックコメント
平成29年2月27日	第4回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会
平成29年3月14日	京都府環境審議会 答申
平成29年3月31日	計画策定

第 2 節 用語解説

【ア行】

○一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター

産業廃棄物税の税収を利用して、府内の事業所の産業廃棄物の減量やリサイクルに関する取組をワンストップサービスで総合支援する目的で、産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関及び行政機関等が連携して平成 24 年 3 月に設立した。

【関連ページ】 24、41 ページ

○一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

京都府内の経済界、大学、行政、産業支援機関が結集し、「エコ・エネルギー産業の振興」や「中小企業のエコ化・省エネ化」など、京都の強みを活かしたグリーンイノベーションの創出に取り組んでいる機構。京都エコスタイル製品の認定も行っている。

【関連ページ】 41 ページ

○一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

一般家庭から排出されるごみを生活系ごみといい、事業場から排出される一般廃棄物を事業系ごみという。

また、し尿も一般廃棄物に分類される。

【関連ページ】 4 ページ他

○エコアクション 21

環境省が策定した環境マネジメントシステム。中小事業者でも自主的・積極的に環境配慮に対する取組が展開でき、加えて、その取組結果を公表できるように工夫されている。

【関連ページ】 25、40 ページ

○温室効果ガス

大気中で太陽からの光線を通過させると同時に宇宙へ逃げようとする熱を捉えて（赤外線を吸収して）、温室のガラスのように地球を暖める（吸収した赤外線を再放出する）効果を持つ気体のこと。二酸化炭素やメタンなどがある。

【関連ページ】 2 ページ

【カ行】

○海岸漂着物対策

海岸に打ち上げられたごみと散乱ごみを併せて海岸漂着物という。京都府では、平成 9 年度から、(財)環日本海環境協力センター主催の「海辺の漂着物調査」に参加するとともに、平成 23 年度には海岸漂着物処理推進法に基づいて地域計画を策定し、府域海岸における海岸漂着物の回収処理や発生源対策などの取組を進めている。

【関連ページ】 25 ページ

○環境効率性

財やサービスの生産に伴って発生する環境への負荷に関わる概念。同じ機能・役割を果たす財やサービスの生産を比べた場合に、それに伴って発生する環境への負荷が小さければ、それだけ環境効率性が高いということとなる。

【関連ページ】 2 ページ

○環境マネジメントシステム

事業の実施に当たり「環境の保全及び創造に関する方針を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定（Plan）し、実施（Do）し、その実施状況を点検（Check）し、必要な見直し（Action）を行う」いわゆる PDCA サイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的な改善を図っていく体制。複雑化、多様化する現代の環境問題に対する有効な手段の一つとして期待されている。「京都府環境を守り育てる条例」においても、一定規模以上の事業者にこうした取組を行うよう訓示規定を設けている。

【関連ページ】 25、40 ページ

○京都グリーン購入ネットワーク

平成 16 年 11 月に設立された、事業者や NPO、行政等が連携してグリーン購入を促進するための組織。

【関連ページ】 25、40 ページ

○京都府産業廃棄物税

排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、産業廃棄物を削減に向けた行動を誘導することを目的とした法定外目的税として、平成 16 年 3 月に「京都府産業廃棄物税条例」を制定し、平成 17 年 4 月から、京都府内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 1 トン当たり 1,000 円を産業廃棄物税として課税している。

税収は、「京都府産業廃棄物発生抑制等促進基金条例」に基づいて、発生抑制、再利用・リサイクルを促進するための施策に活用している。

【関連ページ】 24、25、41 ページ

○京都府食品ロス削減府民会議

府民や食品関係事業者、行政等が一体となって、食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、平成 28 年 7 月に設置された府民会議。

【関連ページ】 23、37 ページ

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

京都府では、「京都府庁グリーン調達方針」を定め、府のすべての機関において、環境負荷の少ない物品等の購入に努めている。

【関連ページ】 2、25、40 ページ

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設リサイクル法は、法対象規模以上の建設工事について、発注者による分別解体等の届出や特定建設資材廃棄物（コンクリート、木材、アスファルト）を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務づけられた法律

【関連ページ】42 ページ

○減量率

排出された廃棄物が中間処理（焼却や脱水等）によって減量される比率。例えば、水分を多く含む汚泥 1,000kg から中間処理により水分 800kg が脱水されたものを、最終処分する場合、その量は 200kg に減少するが、この時の、減量率は $800\text{kg}/1,000\text{kg}=80\%$ となる。

【関連ページ】8、20、29、30 ページ

○公益財団法人京都産業21

産学公の連携による中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業の IT 化推進など支援機能をさらに強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制をつくることにより、総合的支援機関として、京都企業の事業活動の発展と京都産業の振興に貢献することをめざす法人。

【関連ページ】41 ページ

○ごみ発電

ごみの焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させて発電用のタービンを回して発電を行うこと。サーマルリサイクル(熱回収)の一つ。

【関連ページ】26、50 ページ

【サ行】**○再生利用率**

排出された廃棄物のうち、再度資源として再生利用される廃棄物の比率を再生利用率という。例えば、金属が精錬されて再度金属として利用されたり、焼却灰などはセメントの原料に利用される。一般廃棄物の場合には、リサイクル率と呼ばれることが多い。

【関連ページ】6 ページ他

○最終処分場

ごみを中間処理し、可能な限り再生利用した後に残る残渣を埋め立てる施設。産業廃棄物の場合、埋め立てられる廃棄物の種類により、管理型処分場、遮断型処分場、安定型処分場の3種類に分けられる。

【関連ページ】11 ページ他

○3R（さんあーる、すりーあーる）

ごみ減量のための方法、Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3つをまとめて、3Rと呼ぶ。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からものを大切にし、廃棄物も資源として利用する循環型社会への転換を目指すための取組。

【関連ページ】2 ページ他

○産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。

【関連ページ】13 ページ他

○産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法で、その事業活動に伴い多量（前年度の（特別管理）産業廃棄物の発生量が1000(50)トン以上）の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者のことをいう。

廃棄物処理法により、減量その他その処理に関する計画を策定し、知事に報告する義務がある。

【関連ページ】25、41 ページ

○資源効率性

地球上の限られた資源を、環境へのインパクトを最小化し、持続可能な形で利用すること。より少ない資源投入で、より大きな価値を生み出すことを意味する。

【関連ページ】2、3 ページ

○資源循環性

循環資源（廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等）で有価のもの）のうち有用なものが広く利用されることをいう。

【関連ページ】2 ページ

○持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月の国連サミットで採択された人間、地球及び繁栄のための2030年までの行動計画。序文、宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17の分野別目標、169項目の達成基準を設定）、実施手段及びフォローアップ・レビューで構成される。

途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標とは異なり、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、先進国を含む全ての国が取り組む普遍的なものである。

【関連ページ】3 ページ

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

市町村によって分別回収された使用済小型家電について、国の認定を受けた認定事業者が引き取り、適正なリサイクルを行う制度を定めた法律。

【関連ページ】29、31、32、38 ページ

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

使用済自動車リサイクル法は、自動車所有者によるリサイクル料金の負担並びに自動車製造業者及び輸入業者によるシュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類の引き取り及びリサイクル・適正処理を義務づけた法律。

【関連ページ】42 ページ

○食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品等をいう。

【関連ページ】3、29、31、37 ページ

○集団回収

自治会や子供会等で、古紙（新聞紙や雑紙など）やビン、カンなどの資源ごみの回収を行うこと。

統計上は、自治会や子供会等による収集のうち、市町村が補助金の交付等により関与しているものを集団回収量として集計している（従って、市町村が関与していない回収や個人単位の資源回収は含まれない。）。

【関連ページ】5、6、8 ページ

○循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進法では、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分としての処分をいい、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」とされている。

【関連ページ】1 ページ他

○ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方で、ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原材料として利用することにより、社会全体で廃棄物の排出をゼロにする資源循環型社会システムの構築を目指すこという。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分量をゼロに近づける取組の意味で使われている。

【関連ページ】24、41 ページ

【タ行】

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

使用済家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進する法律。それぞれの役割は次のとおり。

〈消費者の役割〉

- ・対象製品の小売業者等への適正な引き渡し
- ・収集・運搬、再商品化等にかかる費用の支払い

〈小売業者等〉

- ・自ら過去に販売した対象商品や排出者からの買替えの際に引き取りを求められた対象製品の引き取り、引き取った対象製品の製造業者等への引き渡し。

〈製造業者〉

- ・引き取った対象製品の再商品化等

【関連ページ】29、31、32、38 ページ

○富山物質循環フレームワーク

持続可能な開発目標（SDGs）及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

G7 富山環境大臣会合のコミュニケ附属書として採択された。

G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。

【関連ページ】3 ページ

【ナ行】

○生ごみ3キリ運動

食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」、これらの3つの「キリ」を合い言葉に生ごみの減量を推進する運動。京都市において実施されている。

【関連ページ】37 ページ

【ハ行】

○廃棄物系バイオマス

バイオマス資源のうち、木くず、稲わらなどの農林業から出るもの、食品製造業の生産残渣や家庭から出る生ごみ、下水汚泥や建設木くず、家畜のふん尿などをいう。バイオマス資源は、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。

【関連ページ】2、39 ページ

○不法投棄

廃棄物を、廃棄物処理法等で定められた方法によらず空き地や山林、道路、河川敷等へ捨てることをいう。悪質な事業者等による産業廃棄物の大量投棄や個人による家電製品の投棄などがあるが、いずれも生活環境を悪化させたり、廃棄物の再生利用を阻害するため、厳正な対処が必要である。

【関連ページ】 2 ページ他

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

PCBを含む廃棄物をいう。PCBは水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきた。

しかし、脂溶に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な健康被害等を引き起こすことが報告されたことから、現在では、製造・輸入ともに禁止されている。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等により、特別な保管や処分が義務づけられている。

【関連ページ】 44 ページ

【マ行】

○ミレニアム開発目標（MDGs）

2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」が採択された。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標（MDGs）」である。2015年までに達成する8つの目標等を掲げた。

【関連ページ】 3 ページ

【ヤ行】

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

「消費者の分別排出」、「市町村の分別収集」、「事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）の再商品化」という、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけた法律

【関連ページ】 39 ページ

【英字】

○IoT（Internet of things）

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【関連ページ】 42 ページ

○ISO14000 シリーズ

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格のこと。1996年に発行されたISO14001には、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンス改善を実施する仕組みが継続的に改善させるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている。

【関連ページ】 25、40 ページ

○KES (Kyoto environmental management system standard)

京都から発進された環境マネジメントシステムの規格。

ISO14001の基本コンセプトと同じであるが、「シンプル」で「低コスト」なため、取り組みやすい環境マネジメントシステム

【関連ページ】 25、40 ページ

京都府循環型社会形成計画（第2期）

平成29年3月

京都府環境部循環型社会推進課

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4730

F A X：075-414-4710

E-mail：junkan@pref.kyoto.lg.jp